

第 1 0 回 上 島 合 併 協 議 会

会 議 資 料

日 時：平成 1 6 年 1 月 2 2 日（木）午後 1 時 0 0 分から
場 所：生名島開発総合センター 3 階大ホール

第 10 回上島合併協議会会次第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 協議会会議録署名人の選任について

(2) 報告事項

- ・ 事務局報告
- ・ 幹事会報告

(3) 協議事項

- ・ 協議項目第 10 号 地域審議会の設置について
- ・ 協議項目第 11 号 新町建設計画について
- ・ 協議項目第 15 号 一部事務組合の取扱い（その 3）について
- ・ 協議項目第 21 - 号 各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて
- ・ 協議項目第 21 - 号 各種事務事業（環境衛生関係事業）の取扱いについて
- ・ 協議項目第 21 - 号 各種事務事業（農林水産関係事業）の取扱いについて
- ・ 協議項目第 21 - 号 各種事務事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて
- ・ 協議項目第 21 - 号 各種事務事業（上・下水道事業）の取扱いについて
- ・ 協議項目第 21 - 号 各種事務事業（指定金融機関）の取扱いについて
- ・ 協議項目第 21 - 号 各種事務事業（第 3 セクター）の取扱いについて

(4) その他

3. 閉 会

目 次

報告事項

- ・ 事務局報告 1 頁 - ジ
- ・ 幹事会報告 2 頁 - ジ

協議事項

- ・ 協議項目第 1 0 号 地域審議会の設置について 3 頁 - ジ
- ・ 協議項目第 1 1 号 新町建設計画について 7 頁 - ジ
- ・ 協議項目第 1 5 号 一部事務組合の取扱い（その 3）
について 8 頁 - ジ
- ・ 協議項目第 2 1 - 号 各種事務事業（高齢者福祉事業）の
取扱いについて 11 頁 - ジ
- ・ 協議項目第 2 1 - 号 各種事務事業（環境衛生関係事業）の
取扱いについて 20 頁 - ジ
- ・ 協議項目第 2 1 - 号 各種事務事業（農林水産関係事業）の
取扱いについて 26 頁 - ジ
- ・ 協議項目第 2 1 - 号 各種事務事業（商工・観光関係事業）の
取扱いについて 39 頁 - ジ
- ・ 協議項目第 2 1 - 号 各種事務事業（上・下水道事業）の
取扱いについて 43 頁 - ジ
- ・ 協議項目第 2 1 - 号 各種事務事業（指定金融機関）の
取扱いについて 55 頁 - ジ
- ・ 協議項目第 2 1 - 号 各種事務事業（第 3 セクター）の
取扱いについて 58 頁 - ジ

上島合併協議会事務局報告

(1) 事務事業一元化業務について

事務局において、下記分科会分の事務事業一元化調書を調整し、幹事会へ提案した。

- 会 計 分 科 会
- 生活環境分科会
- 高 齢 者 分 科 会
- 産 業 分 科 会

(2) 例規策定業務について

各専門部会・分科会において、事務事業一元化調書の調整方針を基に第 1 次例規原案を作成中。

(3) 各種打合せ会について

- 消防体制打合せ会
第 5 回 平成 1 6 年 1 月 1 5 日 (木)
(消防班の関係職員により協議・検討)
- 電算システムの統合に関する打合せ会
各分科会の各担当職員による協議・検討

第 16 回上島合併協議会幹事会報告

1. 日 時 平成 16 年 1 月 14 日（水） 9：10～18：40
2. 場 所 弓削町総合庁舎 3 階大会議室
3. 出席者 幹事 8 名 事務局 5 名 計 13 名
今治地方局総務調整課 1 名
今治地区広域行政事務組合・今治地方情報センター 4 名
4. 議 事
- （1）第 10 回協議会について
- * 第 10 回協議会に次の事項を提案することを決定した。
- 【報告事項】
- 1）事務局報告について
第 9 回協議会以後の事務局活動について報告する。
- 2）幹事会報告について
第 16 回の幹事会について報告する。
- 【協議事項】
- 1）地域審議会の設置について
- 2）一部事務組合の取扱い（その 3）について
（越智郡島部消防事務組合）
- 3）各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて
- 4）"（環境衛生関係事業）の取扱いについて
- 5）"（農林水産関係事業）の取扱いについて
- 6）"（商工・観光関係事業）の取扱いについて
- 7）"（上・下水道事業）の取扱いについて
- 8）"（指定金融機関）の取扱いについて
- 9）"（第 3 セクター）の取扱いについて
- （2）その他
- 1）電算ネットワーク統合について
16 年度当初予算の内容について協議した。
- 2）新町防災行政無線統合について
統合に係る費用の負担割合等について協議した。
- 3）新町建設計画について
県からの修正意見等について協議した。

地域審議会の設置について

地域審議会の設置について提出する。

平成 16 年 1 月 22 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

地域審議会の設置について
市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 に基づく地域審議会を、新町において設置する。 地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、「地域審議会の設置に関する事項」のとおりとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	10 地域審議会の設置	関係項目
調整方針	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会を、新町において設置する。 地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、「地域審議会の設置に関する事項」とおりとする。	

地 域 審 議 会 の 設 置 に 関 する 事 項											
地域審議会の設置に関する事項 (設置) 第1条 合併後の上島町に、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>設 置 区 域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弓削地区地域審議会</td><td>合併前の弓削町の区域</td></tr> <tr> <td>生名地区地域審議会</td><td>合併前の生名村の区域</td></tr> <tr> <td>岩城地区地域審議会</td><td>合併前の岩城村の区域</td></tr> <tr> <td>魚島地区地域審議会</td><td>合併前の魚島村の区域</td></tr> </tbody> </table> (設置期間) 第2条 審議会の設置期間は、上島町設置の日から平成27年3月31日までとする。 (所掌事務) 第3条 審議会は、設置区域ごとに、当該区域に係る次の各号に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。 (1) 新町建設計画の変更に関する事項 (2) 新町建設計画の執行状況に関する事項 (3) その他町長が必要と認める事項 2 審議会は必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。 (組織) 第4条 審議会は、設置区域ごとに委員5名以内で組織する。 (委員) 第5条 委員は、当該審議会の設置区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。 (1) 公共的団体の役職員 (2) 学識経験を有する者 (任期) 第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。	名 称	設 置 区 域	弓削地区地域審議会	合併前の弓削町の区域	生名地区地域審議会	合併前の生名村の区域	岩城地区地域審議会	合併前の岩城村の区域	魚島地区地域審議会	合併前の魚島村の区域	(会長及び副会長) 第7条 審議会ごとに会長及び副会長を置き、当該審議会の委員の互選により定める。 2 会長は、その者の属する審議会の会務を総理し、当該審議会を代表する。 3 副会長は、その者の属する審議会の会長を補佐し、当該会長に事故あるときは、又は当該会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) 第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ当該審議会の会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は町長が招集する。 2 会議は、当該審議会の委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。 3 会長は、当該審議会の会議の議長となる。 4 議事は、当該審議会の出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。 (庶務) 第9条 審議会の庶務は、各総合支所の企画を担当する課において処理する。 (雑則) 第10条 この事項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。
名 称	設 置 区 域										
弓削地区地域審議会	合併前の弓削町の区域										
生名地区地域審議会	合併前の生名村の区域										
岩城地区地域審議会	合併前の岩城村の区域										
魚島地区地域審議会	合併前の魚島村の区域										

上島合併協議会の調整内容（資料）

協議事項	10 地域審議会の設置	関係項目
調整の内容	資料	
地 域 審 議 会 と は		留 意 事 項
「地域審議会」の制度は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映していくことができるよう、創設されたものです。 地域審議会は、 合併関係市町村の協議により 期間を定めて 合併関係市町村の区域であった区域ごとに 設置することができることとされており（法第5条の4第1項）、その任務は、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べることとされています。 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めることとされています（法第5条の4第2項）。 地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する協議については議会の議決が必要であり、協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません（法第5条の4第3項）。 また、地域審議会を設置した場合、合併後に市町村建設計画を変更しようとするときは、あらかじめ当該地域審議会の意見を聴かなければなりません（法第5条第9項）。 地域審議会の具体的な役割等については、次のようなことが考えられます。 新市町村の関係区域に係る事務に関して ・ 合併市町村の長の諮問に応じて審議する 市町村建設計画の変更、執行状況、予算の執行 等 ・ 合併市町村の長に必要と認める事項につき意見を述べる 公共施設の設置・運営管理 福祉・廃棄物処理等の施策の基本的な計画の策定・実施 等 《愛媛県総務部市町村課「市町村合併ハンドブック」より》		地域審議会の設置は、合併後の行政区域の規模や合併市町村の速やかな一体性の確立など、それぞれの地域の実情に応じて総合的に判断されるものであり、すべての市町村に置かなければならないものではなく、また、地域審議会を置くこととなった市町村にあっても、すべての合併関係市町村の区域に置かなければならないものでもありません。これは、市町村合併を進めるに当たって、地域審議会を置くことが合併の懸念や障害を除去することに資する場合や合併市町村の均衡ある発展を図って行く上で適切である場合などに、それぞれの地域の実情により主体的に判断されるべきものであると考えられるからです。

上島合併協議会の調整内容（資料）

協 議 事 項		1 0 地域審議会の設置		関 係 項 目	
調整の内容		資 料			
先 進 事 例					
【地域審議会を設置する先進事例】				【地域審議会を設置しない先進事例】	
先進協議会名	あさぎり町 (H15.4.1合併)	東宇和・三瓶町 合併協議会 (H16.3.31までに合併予定)	宇摩合併協議会 (H16.4.1合併予定)	西条市・東予市・丹原町 ・小松町合併協議会 (H16.11.1合併予定)	
設 置	上村、免田町、 岡原村、須恵村、 深田村	明浜町、宇和町、 野村町、城川町、 三瓶町	土居町、新宮村	西条市、東予市、 丹原町、小松町	
設 置 期 間	合併の日から 平成25年3月31日	合併の日から 平成26年3月31日	合併の日から 平成27年3月31日	合併の日から 平成27年3月31日	
所 掌 事 務	1 新町建設計 画の変更 2 新町建設計 画の執行状況 3 地域振興の ための基金の 活用 4 新町の基本 構想の作成及 び変更 5 その他町長 が必要と認め る事項 に関し、意見を 述べる。	1 新市建設計 画の変更 2 新市建設計 画の執行状況 3 地域振興の ための基金の 活用 4 新市の基本 構想の作成及 び変更 5 当該区域事 務・事業 に関し、意見を 述べる。	1 新市建設計 画の変更 2 新市建設計 画の執行状況 3 地域振興の ための基金の 活用 4 新市の基本 構想の作成及 び変更 5 その他市長 が必要と認め る事項 に関し、意見を 述べる。	1 新市建設計 画の変更 2 新市建設計 画の執行状況 3 その他市長 が必要と認め る事項 に関し、意見を 述べる。	
組 織	委員15名以内 1 区長 2 農林業団体、 商工業団体 3 社会教育団体 学校教育団体 4 青年、女性、老 人構成員組織 5 社会福祉関係 6 消防団員 7 学識経験	委員15名以内 1 公共的団体 2 学識経験者	委員15名以内 1 公共的団体 2 学識経験者	委員15名以内 1 公共的団体 2 学識経験者	
任 期	2 年間	2 年間	2 年間	2 年間	
会長及び 副会長	会 長 1 名 会長に事故あるときは指名委員	会 長 1 名 副会長 1 名	会 長 1 名 副会長 1 名	会 長 1 名 副会長 1 名	

中主町・野洲町合併協議会	<野洲市；H16.10.1合併予定> 〔滋賀県 野洲郡 中主町、野洲町〕
市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会は、設置しないものとする。	
未設置調整案 地理的な障害や大きな生活実感の違いは少なく、むしろ「一つの地域として新たなまちづくりに取り組むべき」との積極的な考えから、地域審議会の設置はしない。	
田浦町・芦北町合併協議会	<H17.1.1合併予定> 〔熊本県 葦北郡 田浦町、芦北町〕
地域審議会については、設置しない。	
未設置調整案 現在ある地区会長会、行政区長会等の自治組織を更に充実させ、より地域の意見が行政に反映されるシステムを構築する方が、様々な地域特性を有する当地域の実情に即する。	

上島合併協議会の調整内容（資料）

協議事項	10 地域審議会の設置	関係項目
調整の内容	資 料	

地 域 審 議 会 の 設 置 に 関 す る 法 令	
【地方自治法】 （委員会・委員の設置） 第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。 【市町村の合併の特例に関する法律】 （市町村建設計画の作成及び変更） 第五条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。 一 合併市町村の建設の基本方針 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項 三 公共的施設の統合整備に関する事項 四 合併市町村の財政計画 2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。 3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。 4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。 5 総務大臣は、前項に規定により市町村建設計画の送付があった場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。 6 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。 7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。 8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。 9 第七項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第五条の四第一項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。 10 第四項及び第五項の規定は、第七項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。	（地域審議会） 第五条の四 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。 3 第二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。 4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

協議項目第 1 1 号

新町建設計画について

新町建設計画について提出する。

平成 1 6 年 1 月 2 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

新町建設計画について
新町建設計画を別添のとおり定める。

平成 年 月 日確認

協議項目第 15 号

一部事務組合の取扱い（その 3）について

一部事務組合の取扱い（その 3）について提出する。

平成 16 年 1 月 22 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

一部事務組合の取扱い（その 3）について
越智郡島部消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち 4 ヶ町村に係る消防事務については、新町において行うものとする。 なお、当該組合のうち 4 ヶ町村の消防事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い(その3)	関係項目	越智郡島部消防事務組合
調整方針	越智郡島部消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち4ヶ町村に係る消防事務については、新町において行うものとする。 なお、当該組合のうち4ヶ町村の消防事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。		

区 分		現 況		区 分		現 況	
名称		越智郡島部消防事務組合		普通会計決算	○普通会計決算 歳入 (単位:千円、%)		
設立年月日		昭和51年4月1日			(単位:千円、%)		
構成団体		吉海町、宮窪町、伯方町、魚島村、弓削町、生名村、岩城村、上浦町、大三島町、関前村					
根拠法令		地方自治法第284条 越智郡島部消防事務組合規約					
事務所の位置		越智郡伯方町大字伊方甲1773番地の1					
共同処理事務		消防組織法(昭和22年法律第226号)及び消防法(昭和23年法律第186号)に定める消防事務(消防団及び消防水利に関する事務を除く。)					
議会の組織		定数20人 内訳 吉海町:2人、宮窪町:2人、伯方町:2人、魚島村:2人、弓削町:2人、生名村:2人、岩城村:2人、上浦町:2人、大三島町:2人、関前村:2人					
組合長等		組合長 :1人 宮窪町長 (任期:関係町村長の任期) 副組合長:1人 弓削町長 (任期:関係町村長の任期) 収入役 :1人 宮窪町収入役(任期:関係町村の収入役の任期) 監査委員:2人 識見委員 :1人 議会選出議員:1人					
組織		消防本部及び消防署 消防本部 消防署(管轄区域:越智郡島部一円) 大三島出張所(所管区域:上浦町、大三島町) 大島出張所 (所管区域:吉海町、宮窪町) 上島出張所 (所管区域:魚島村、弓削町、生名村、岩城村)					
職員数 実数(定数)		消防職員:67人(71人)(平成15年4月1日現在) 内訳 消防本部 : 6人 消防署 :24人(関前村駐在員含む。) 大三島出張所:12人 大島出張所 :12人 上島出張所 :13人(魚島村駐在員含む。) 上記の内、上島出身職員:15人 消防本部 : 1人 消防署 : 1人 上島出張所 :13人			基金	平成14年度負担金内訳 弓削町: 53,965千円 吉海町 : 62,832千円 生名村: 29,707千円 宮窪町 : 51,350千円 岩城村: 32,015千円 伯方町 : 87,832千円 魚島村: 4,859千円 上浦町 : 51,145千円 大三島町: 60,480千円 関前村 : 12,287千円 計 120,546千円 計 325,926千円	
				歳出 (単位:千円、%)			
				○基金 (単位:千円)			
				基金の名称 金 額			
				財政調整基金 427,689			
				H15.3.31現在			

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い(その3)	関係項目	越智郡島部消防事務組合
調整方針			

区分	現況				
建物	○建物 (単位:㎡、円)				
	区分	所在地	構造	延床面積	取得年月日
	消防本部・署	伯方町大字伊方甲1773-1	鉄筋コンクリート2階建	617.67	昭和51年12月20日
	消防署別館	伯方町大字伊方甲1773-1	鉄骨2階建	197.54	平成11年12月20日
	消防車庫	伯方町大字伊方甲1773-1	鉄骨1階	56.00	昭和62年12月15日
	訓練塔	伯方町大字伊方甲1773-1	鉄骨16m		平成 4年 3月31日
	大三島出張所	上浦町大字井口5286	R C 平屋建	175.75	昭和55年 4月25日
			木造平屋建(増築部)	47.55	平成 9年 2月20日
	大島出張所	宮窪町大字宮窪4764-1	鉄筋コンクリート2階建	210.23	昭和63年 7月19日
	上島出張所	弓削町下弓削203-1先	R C 及び S 造2F	157.75	昭和53年 5月22日
	生名村車庫	生名村	プレハブ造り	30.80	平成10年 3月27日
	岩城村車庫	岩城村	プレハブ造り	30.80	平成10年 3月19日
物品	○物品 (単位:㎡、円)				
	区分	型 式	取得年月日	所在場所	取得価額
	消防ポンプ自動車	三菱 P - F G335C 改(ポンプ:モリタ A - 2)	平成 2年 2月 9日	消防署	13,900,000
	水槽付消防ポンプ自動車	三菱 P - F K417F 改(ポンプ:小川 A - 1)	平成元年11月 6日	消防署	寄贈
	救助資機材搬送車	マツダ N - W E F A T 改	昭和62年11月10日	消防署	2,750,000
	高規格救急自動車	トヨタ G B - V C H32 S	平成10年 1月30日	消防署	28,350,000
	救急自動車 2B	ニッサン L - F H G E 24	昭和62年 1月29日	消防署	3,400,000
	指令車	トヨタ T - Y X76V 改	平成 3年12月17日	消防本部	1,950,000
	広報車	ホンダ V - H H4 改	平成11年 2月 8日	消防署	1,450,000
	搬送車	スズキ M - D A71V	昭和63年12月20日	消防署	1,300,000
	消防ポンプ自動車	三菱 V - F G337C 改(ポンプ:モリタ A - 2)	平成 2年10月16日	大三島出張所	13,180,000
	小型動力ポンプ付積載車	トヨタ M - Y Y50 改(ポンプ:ラビット B - 3)	昭和62年 1月23日	大三島出張所	3,750,000
	救急自動車	いすゞ T - W F R12F V H 改	平成 4年10月27日	大三島出張所	寄贈
	広報車	スズキ V - D E51V 改	平成 6年 3月17日	大三島出張所	1,500,000
	消防ポンプ自動車	三菱 V - F G337C 改(ポンプ:モリタ A - 2)	平成 3年10月24日	大島出張所	13,900,000
	救急自動車 2B	トヨタ V - L H129 S	平成 6年 8月31日	大島出張所	寄贈
	広報車	スズキ V - D E51V 改	平成 6年 3月17日	大島出張所	1,500,000
	小型動力ポンプ付積載車	トヨタ T - Y Y51 改(ポンプ:ラビット B - 3)	平成 3年12月17日	上島出張所	4,600,000
	救急自動車 2B	ニッサン T - F T G E 24	平成 3年 2月 1日	上島出張所	寄贈
	広報車	スズキ V - D E51V 改	平成 6年 3月17日	上島出張所	1,500,000
	広報車	ホンダ V - H H3	平成10年10月19日	魚島村	1,150,000
	救急自動車 1B	ニッサン E - K B C23	平成 9年 7月15日	生名村	3,300,000
	小型動力ポンプ付積載車	スバル V - K S4 改(ポンプ:ラビット B - 3)	平成10年 9月21日	生名村	3,250,000
	救急自動車 B - 1	ニッサン E - K B C23	平成 9年 7月15日	岩城村	3,300,000
	小型動力ポンプ付積載車	スバル V - K S4 改(ポンプ:ラビット B - 3)	平成10年 9月21日	岩城村	3,250,000
	広報車	スズキ M - D A51V	平成 3年 8月 9日	関前村(大下)	1,150,000
	広報車	ホンダ V - H H3	平成10年10月19日	関前村(岡村)	1,300,000
	消防艇「しま」	32トン	平成 6年 2月14日	伯方町熊口港	173,560,000
	救急艇「かみじま」	19トン	平成 8年 3月11日	弓削町弓削港	136,270,000

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 1 月 2 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて
1．新町において、高齢者福祉計画を策定し、高齢者福祉の向上を図るため、サービス事業の充実に努めるものとする。
2．国又は県等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。
3．町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	高齢者福祉事業
調 整 方 針	1. 新町において、高齢者福祉計画を策定し、高齢者福祉の向上を図るため、サービス事業の充実に努めるものとする。 2. 国又は県等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。 3. 町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。		

区 分	現況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
長寿者褒章	【敬老事業記念品】 対象者 88歳者 数え100歳者 表彰者 88歳者 記念品 (4,000円相当) 数え100歳者 記念品 祝い状 額縁 (30,000円相当)	【敬老事業記念品】 対象者 3,000円相当 海光園入所者は、海光園に負担金として 新敬老者 陶器(陶芸部) 出席者 鶴亀饅頭 表彰者 100歳者 祝品10,000円相当 米寿者 陶器(陶芸部) 5,000円相当	【敬老事業記念品】 対象者 1,050円相当の記念品 表彰者 祝詞(額付) 100歳到達者 陶器製肖像画400千円程度 最高齢者 記念品6,300円程度 90歳者 記念品2,625円程度 米寿者 記念品(銀杯) 4,200円程度 80歳以上夫婦記念品 3,150円程度 金婚夫婦 記念品4,725円程度	【敬老事業記念品】 対象者 記念品 表彰者 88歳者 記念品(毛布) 80歳者 記念品(毛布) 数え100歳 祝い状、額縁、記念品	合併後に再編 新町において調整する。 再編時期：H17年度 表彰： 米寿者 5,000円程度 90歳 8,000円程度 100歳以上 30,000円程度 表彰内容 記念品贈呈
配食サービス	【概要】 食事の調理等が充分にできない老人等に対し、栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、健康維持安否の確保、孤独感の解消等を図る。 【事業の委託】 弓削町社会福祉協議会が実施 【対象者】 75歳以上の高齢者世帯 【配食日】 第2・4火曜日 【利用者負担】 1食当たり 400円(昼食) 【経費負担】 社協単独費	【概要】 食事の調理等が充分にできない老人等に対し、栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、健康維持安否の確保、孤独感の解消等を図る。 ・食の自立支援事業(16年度から実施) 【事業の委託】 生名村社会福祉協議会 【対象者】 65歳以上の独り暮らしの者 高齢者のみの世帯の場合80歳以上親子二人暮らしの80歳以上の者 同一敷地内に子ども世帯のない者 【配食日】 毎週水曜日 【利用者負担】 1食当たり 400円(夕食) 【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、村1/4	【概要】 定期的に居宅に訪問し、栄養のバランスがとれた食事を提供するとともに、安否確認を実施。 ・食の自立支援事業(16年度から実施) 【事業の委託】 岩城村社会福祉協議会 【対象者】 おおむね65歳以上の単身及び高齢者世帯で調理が困難な者 【配食日】 月・水・金曜日 【利用者負担】 1食当たり 600円(昼食) 【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、村1/4	【概要】 栄養のバランスの取れた食事を村のヘルパーが居宅に訪問して定期的提供するとともに、利用者の安否を確認し、健康状態に異常があるとき等は、関係機関への連絡調整を行う。 【事業の委託】 因島市の業者 【対象者】 65歳以上の単身世帯、70歳以上の高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な者 【配食日】 火・木曜日 【利用者負担】 1食当たり 300円(昼食) 【経費負担】 村単独費	合併後に再編 合併年度は、現行のとおりとし、平成17年度から社協委託とする。 ・利用対象者：岩城村のとおり ・配食日：週2回 ・利用者負担：1食当たり400円 ・経費負担：補助対象経費のうち県3/4、町1/4
生きがい活動支援通所事業	【事業の目的】 介護の対象にならない、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある在宅の高齢者に対し、デイサービス事業を実施することにより、当該高齢者の自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び要介護状態になることの予防を図ることを目的とする。	同 左	同 左	【事業の目的】 毎週3回(月・水・金)生きがい活動援助員を配置し、利用対象者のニーズ及び身体の状況に応じ、きめ細やかなサービスを提供する。	合併後に再編 現行のとおり(直営及び社協委託) 新町に引き継ぐことを基本とし、平成17年度から次のとおり統一する。 ・利用対象者：岩城村のとおり ・利用料金：1日当たり 1,000円 ・開所日：月曜日～金曜日 ・利用時間：10:00～15:00

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	【サービス内容】 給食サービス、入浴サービス、日常動作訓練、趣味創作活動等 【対象者】 比較的元気な概ね60歳以上の独り暮らしや老人等で、家に閉じこもりがちな者 【事業の委託】 直営 【開所日】 月曜から金曜日 【利用料】 1日当たり 1,000円 【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、町1/4	【サービス内容】 生活指導、健康状態の確認、日常動作訓練、入浴サービス、給食サービス、送迎等 【対象者】 60歳以上の独り暮らしの者、高齢者等で家に閉じこもりがちな者及び虚弱なもので介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項及び第4項に該当しない者 【事業の委託】 生名村社会福祉協議会 【開所日】 月曜から金曜日 【利用料】 1日当たり 1,100円 【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、村1/4	【サービス内容】 同 左 【対象者】 おおむね60歳以上の要介護老人で介護保険に該当しないもの 【事業の委託】 岩城村社会福祉協議会 【開所日】 火・水・木曜日 【利用料】 1日当たり 1,000円 【経費負担】 同 左	【サービス内容】 給食サービス、入浴サービス、日常動作訓練、健康チェック等 【対象者】 弓削町と同じ 【事業の委託】 直営 【開所日】 月・水・金曜日 【利用料】 1日当たり 700円 【経費負担】 同 左	
家族介護用品の支給	【目的】 在宅高齢者を介護している家族に対し介護用品を給付し、在宅介護を支援することを目的とする。 【対象者】 要介護認定において要介護4又は5と判定された市町村民税非課税世帯の在宅高齢者 要介護認定において要介護1から3又は要支援と判定された者のうち、常時対象の介護用品を使用している市町村民税非課税世帯の在宅高齢者 【支給用品】 紙おむつ・紙パンツ、尿とりパット、使い捨て手袋、お尻拭き、清拭剤、ドライシャンプー等 【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、町1/4	【目的】 在宅で高齢者を介護している家族に対し、各サービスを提供することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的及び経済的負担を軽減し、要介護高齢者の在宅生活の支援を図ることを目的とする。 【対象者】 介護保険の認定結果が要介護4又は5である在宅高齢者を介護している家族 村民税非課税世帯の者 介護保険料の未納がない者 【支給用品】 同 左 【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、村1/4	【目的】 寝たきり等身体上等の障害があって日常生活を営むのに支障がある高齢者等を介護している家族等に対し、介護用品を支給することにより、在宅介護における家族の経済的負担軽減を図る。 【対象者】 次のいずれかに該当する要介護者と同居し、現に介護している家族 介護保険の要介護4又は5と認定された村民税非課税世帯の在宅高齢者 【支給用品】 同 左 【経費負担】 同 左	【目的】 未実施	合併後に統合 弓削町の例による。ただし、合併年度は、現行のとおりとする。
緊急通報システム	【目的】 独り暮らしや夫婦世帯の要介護老人の急病や災害時等の緊急時に迅速かつ適切に対応を図るため、体制等の整備をし、その福祉の推進に資することを目的とする。	【目的】 独り暮らし等の高齢者に対して、緊急常生活用具を給付又は貸与により、常生活の便宜を図り、福祉の増進に資する。	【目的】 独り暮らし老人等の事故防止及び介護家族の肉体的、精神的負担を軽減することを目的とする。	【目的】 在宅の独り暮らし老人の安全の確保と福祉の増進のためNEC緊急通報システム(おとなりさんシステム)を給付する。	合併後に統合 弓削町の例による。ただし、合併年度は、現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	【内容】 緊急通報装置の給貸与 緊急時に対応するための対象者・協力員・島部消防・行政機関・民生委員・ボランティア等の連携ネットワークの確立 給貸与した緊急通報装置の定期的な保守点検 【装置】 ツ－ホ－システム24 【対象者】 おおむね65歳以上の一人暮らし及び夫婦世帯の要援護老人 【個人負担】 所得に応じ、段階的負担 【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、町1/4	【内容】 緊急通報装置の給貸与 緊急時に対応するための対象者・協力員・行政機関・民生委員 【装置】 同 左 【対象者】 65歳以上の独居世帯及び高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者 【個人負担】 同 左 【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、村1/4	【内容】 緊急通報装置の給貸与 緊急時に対応するための対象者・協力員・行政機関・民生委員 【装置】 同 左 【対象者】 村に住所を有するおおむね65歳以上の者 ・独り暮らしの老人及び高齢者世帯 ・電話を設置している者 ・協力員がおおむね3人確保できる者 【個人負担】 同 左 【経費負担】 同 左	【内容】 緊急通報装置の給貸与 緊急時に対応するための対象者・協力員・行政機関・民生委員 【装置】 NEC緊急通報システム (おとなりさんシステム) 【対象者】 65歳以上の独り暮らし老人及び特に必要と認められるもの 【個人負担】 同 左 【経費負担】 国 1/3、県 1/3、村 1/3	
寝たきり老人等介護手当支給事業	【目的】 居宅において寝たきり老人等を常時介護している者に対し、手当を支給することにより、当該介護者及び寝たきり老人等の福祉の増進を図ることを目的とする。 【対象者】 弓削町に住所を有する65歳以上の寝たきり老人等の主たる介護者 居宅において寝たきりの状態が6ヶ月以上継続しているか又は6ヶ月以上継続すると見込まれる者 重度の痴呆状態の者 、 以外で町長が適当と認める者 【支給月及び支給額】 年3回(4月・8月・12月) 月額5,000円 【経費負担】 県 1/2、町 1/2	【目的】 同 左 【対象者】 同 左 【支給月及び支給額】 同 左 【経費負担】 県 1/2、村 1/2	【目的】 同 左 【対象者】 在宅において、寝たきりの状態が6ヶ月以上、若しくは6ヶ月以上寝たきりの状態が続くと見込まれるもの 重度の痴呆の症状が継続している65歳以上の者で、常時介護を必要とするもの 【支給月及び支給額】 同 左 【経費負担】 同 左	【目的】 同 左 【対象者】 次のいずれかに該当する在宅の高齢者を抱える介護者 村内に居住する在宅の65歳以上の者で、6ヶ月以上寝たきり、若しくは6ヶ月以上寝たきりになると見込まれる者 村内に居住する在宅の65歳以上の者で、重度の痴呆症であること 【支給月及び支給額】 同 左 【経費負担】 同 左	合併時に統合 弓削町の例による。
在宅介護支援事業 (高齢者実態把握事業)	【目的】 高齢者等の心身の状況及びその家族等の状況等を把握し、出来る限り寝たきりの状態にならないように、介護サービス等の利用を行う。	【目的】 同 左	【目的】 同 左	未実施	合併時に統合 弓削町の例による。 魚島村については、地域型在宅介護支援センターで事業実施。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
指定通所介護事業所	【内容】 地域の要介護高齢者及び要介護となるおそれのある高齢者の実態等の把握(家族状況、緊急時の連絡先、健康状態等)を行う。 【対象者】 65歳以上の高齢者 要介護高齢者 【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、町1/4	【内容】 基本情報:氏名、生年月日、性別、住所、既往歴、家屋の状況、家族の状況 個別情報:障害等の状況 【対象者】 同 左 【経費負担】 同 左	【内容】 同 左 【対象者】 同 左 【経費負担】 同 左		
	【目的】 在宅で生活する介護が必要な方に、入浴サービスなどの各種サービスを提供し、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上等を図る。また、介護している家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。 【内容】 通所介護計画に沿って、送迎、健康状態の確認、食事の提供、入浴介助、機能訓練、その他必要な介助等を行う。 【利用料】 デイサービス[通常利用] 要支援 4,740円/日(474円/日) 要介護1 5,470円/日(547円/日) 要介護2 5,470円/日(547円/日) 要介護3 7,340円/日(734円/日) 要介護4 7,340円/日(734円/日) 要介護5 7,340円/日(734円/日) デイサービス[介護入浴のみ] 要支援 2,320円/日(232円/日) 要介護1 2,680円/日(268円/日) 要介護2 2,680円/日(268円/日) 要介護3 3,600円/日(360円/日) 要介護4 3,600円/日(360円/日) 送迎 片道1回当たり 440円(44円) 入浴 介護浴1回当たり 390円(39円) 特別浴1回当たり 600円(60円) 昼食 1食当たり 390円(39円) 昼食材料 1食当たり 350円:全額自己負担 その他 おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担	【目的】 同 左 【内容】 同 左 【利用料】 同 左 昼食材料 1食当たり 390円:全額自己負担 同 左	【目的】 同 左 【内容】 同 左 【利用料】 同 左 昼食材料 1食当たり 300円:全額自己負担 同 左	【目的】 魚島村デイサービス指定通所介護事業所は、介護保険法の理念に基づくとともに、高齢者が自立した生活を送れるよう、老化に伴い介護が必要な者に対して、通所による介護サービスを通して、支援することを目的とする。 【内容】 生活指導、機能訓練、健康チェック、送迎、入浴、食事等 【利用料】 同 左 昼食材料 1食当たり 200円:全額自己負担 同 左	存続 現行のとおりとする。 ただし、昼食材料費については、合併時に統一できるよう関係団体と協議し検討する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業 (生活支援ハウス運営事業)	()は介護保険適用時自己負担額 【事業の主体等】 弓削町 【目的】 高浜荘2階の高齢者居住部門で、独り暮らし又は家族等の援助を受けることが困難な要介護・要支援認定が要支援までのお年寄りに対して、必要に応じて住居を提供する。利用者に対し、生活援助員が各相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行う。 【対象者】 独り暮らし又は夫婦のみの世帯で高齢等のため独立して生活することにより不安のある人 【利用料】 対象収入階層による段階負担 0円～50,000円/月(14階層) 【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、町1/4	【事業の主体等】 生名村社会福祉協議会 未実施	【事業の主体等】 岩城村社会福祉協議会 【目的】 高齢者等のため居宅において生活することに不安のある者に対し、居宅を提供し、各種相談、助言を行う。 (高齢者生活福祉センター相談協力員) 【対象者】 村内に住所を有する原則60歳以上の独り暮らしのもの、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難なものであって、高齢のため独立して生活することにより不安のあるもの 【利用料】 対象収入階層による段階負担 0円～50,000円/月(14階層) 【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、村1/4	【事業の主体等】 魚島村 未実施	合併時に統合 弓削町の例による。
指定居宅介護支援事業所	【目的】 事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する。 【内容】 利用者が居住サービスを適切に利用できるように利用者の心身の状況、置かれている環境や利用者及びその家族の希望等を考慮して居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行う居宅介護支援(ケアマネージメント)を行う。 【事業の主体等】 弓削町	【目的】 同 左 【内容】 同 左	【目的】 同 左 【内容】 同 左 【事業の主体等】 岩城村社会福祉協議会	未実施	存続 現行のとおりとする。
指定訪問介護事業所	【目的】 指定訪問介護は、介護保険法令に基づき、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、サービスを提	【目的】 同 左	【目的】 同 左	【目的】 指定訪問介護は、介護保険法令に基づき、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、サービスを	存続 現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	供する。 【内容】 身体介護 入浴介助、排泄介助、食事介助 体位変換、通院介助 家事援助 調理、洗濯、掃除、買物 【事業の主体等】 弓削町社会福祉協議会	【内容】 同 左 【事業の主体等】 生名村	【内容】 同 左 【事業の主体等】 岩城村社会福祉協議会	提供する。 【内容】 身体介護 入浴介助、排泄介助、食事介助、 体位変換、通院介助 家事援助 調理、洗濯、掃除、買物 【事業の主体等】 魚島村	
在宅介護支援センター	【名称】 弓削町在宅介護支援センター (基幹型) 【目的】 町内に居住する在宅の寝たきり等高齢者及びその介護者に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、それらのニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように、関係行政機関、サービス事業者等との連絡調整等の便宜を供与し、もって、地域の要介護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族等の福祉の向上を図る。	【名称】 生名村在宅介護支援センター (地域型) 【目的】 在宅の要援護老人の介護者等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、地域の要援護老人及びその家族の福祉の向上を図る。	【名称】 岩城村在宅介護支援センター (基幹型) 【目的】 在宅の要援護老人の介護者に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、それらのニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように、関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等の便宜を供与し、もって地域の要援護老人及びその家族等の福祉の向上を図る。	未設置	合併時に再編 基幹型を1箇所、地域型を3箇所とし直営の弓削町を基幹型とする。
老人クラブ活動等補助金	【概要】 町老人クラブ連合会の活動の活性化を経済面で支援することを目的に、活動計画、予算等を審議した上で助成を行っている。 【対象者】 弓削町老人クラブ連合会 【活動内容】 ・軽スポーツの普及促進 ・次世代交流促進 ・社会奉仕活動 ・指導者育成事業 ・広報、加入促進事業 【補助金額】 平成14年度実績 1,049,000円	【概要】 村老人クラブ連合会の活動の活性化を経済面で支援することを目的に、活動計画、予算等を審議した上で助成を行っている。 【対象者】 生名村老人クラブ連合会 【活動内容】 ・地域交流(保育所、小学校) ・研修会等の文化活動 ・地域の清掃等の奉仕活動 ・県、郡への活動の参加 【補助金額】 平成14年度実績 400,000円	【概要】 同 左 【対象者】 岩城村老人クラブ連合会 【活動内容】 ・スポーツ活動(小学生) ・研修会等の文化活動 ・地域の清掃等の奉仕活動 ・県、郡への活動の参加 【補助金額】 平成14年度実績 360,000円	【概要】 同 左 【対象者】 魚島村老人クラブ連合会 【活動内容】 ・健康づくり活動 ・研修会等の文化活動 ・地域の清掃等の奉仕活動 ・県、郡への活動の参加 【補助金額】 平成14年度実績 150,000円	合併後に再編 合併年度は、現行のとおりとし、平成17年度は、平成14年度の実績合計額を新町老人クラブ連合会へ交付する。
敬老事業	【目的】 老人福祉法第5条の趣旨により高齢者の健康と長寿を祝い、且つ高齢者を敬うことを目的とする。 【事業概要】 対象者：町内在住者、満70歳以上の者 基準日：12月末現在 実施月：9月の老人週間前後	【目的】 長い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦労に感謝して長寿を祝うことを目的とする。 【事業概要】 実施日：平成14年9月7日 内 容：生名小屋内運動場で午前11時より式典及びアトラクション	【目的】 同 左 【事業概要】 実施日：毎年9月15日 内 容：岩城村開発センターで午前11時より式典及び会食・アトラクション	【目的】 同 左 【事業概要】 実施日：平成14年9月11日 内 容：高井神地区：公民館で午前11時より式典及びアトラク	合併後に再編 合併年度は、現行のとおりとし、平成17年度から次のとおりとする。 ・対象者：75歳以上(年度毎) ・実施日：9月の老人週間前後 ・経 費：記念品を含め3,000円/人 ・内 容：式典、アトラクション、会食 各地域で実施

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	内 容:(1)式典 数え100歳以上、米寿者へ 祝品贈呈 (2)演芸 隔年ごとに地元有志とブ 口芸人で実施 (3)出席者配布品 町特産品、軽食(地元団体) 木工品 (4)欠席者記念品 町特産品 場 所:町民体育館	記念品(平成14年度) ・100歳～対象者なし ・88歳～県知事よりの木杯 5,000円相当の陶器 ・新敬老者～陶器 ・対象者～3,000円相当の陶器 ・海光園～対象者分を負担金とし て支出 ・出席者～鶴亀饅頭 交流及びアトラクション ・弁当(婦人会)持ち帰りなし ・芸能交流～保育園、婦人会 社協芸能部 対象者 ・村内在住者、満75歳以上の者 基準日は、昭和2年9月15日 以前に生まれた者 ・339名(内海光園50名) 経 費 平成14年度実績～3,566,284円 (内敬老祝金1,980,000円)	記念品:村より招待者に記念品 (1,050円程度) 表彰者に記念品と祝詞 最高齢者、米寿者、90歳 金夫婦、80歳以上夫婦 (百歳到達者:記念品肖像画 400千円・祝詞) 【対象者】 村内在住者で75歳以上とし、基準は 昭和3年4月1日以前に生まれた者 平成14年度 358名(参加者204名)	シヨ 魚島地区 :開発センターで午前 11時30分より式典及 びアトラクション 記念品:村より対象者全員に記念品 及び以下 80歳 毛布 88歳 毛布 【対象者】 村内在住者で75歳以上 平成14年度 78名	

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業
調整方針	資 料		

高齢者福祉事業の取扱いに関する法令	先進事例
【老人福祉法】 （目的） 第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。 （基本的理念） 第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを有する健全で安らかな生活を保障されるものとする。 第三条 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。 2 老人は、その希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。 （老人福祉増進の責務） 第四条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。 2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に係る施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。 3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。	さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努めるものとする。 高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 1 敬老年金、敬老祝金、金婚式記念品、ダイヤモンド婚記念品、敬老会への補助については、合併時に統合して実施する。 2 介護保険外の高齢者福祉サービスについては、国、県が定める事業については、合併時に統合し引き続き実施する。 3 各町村単独事業の制度については、従来の実績等を尊重しつつ、新しいまちにおいて調整するものとする。 宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 国及び県の制度に基づく事業については、合併後も従前のとおりとする。 市町村単独事業については、現行のサービスを基礎とし、新市において統一した取扱いとなるよう調整する。 高齢者年金については、合併後、当面の間は満年齢80歳以上の方に年額8,000円を支給する。ただし、高齢化社会の進展及び介護保険制度の普及等に対応し、随時制度を見直し、一律的な支給形態から焦点を絞った福祉サービスへと移行するものとする。 敬老会については、75歳以上を対象とし、小学校区又は公民館単位で実施し、表彰対象者、記念品等は統一する。 南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 高齢者福祉業務については、原則として合併時に統一するものとする。 (1) 5町村同一の事務処理をしているものは、現行のまま引き継ぐものとする。 (2) 1町村のみの実施業務は従来の実績を考慮し、その制度の目的が効果的に達成されるよう調整に努めるものとする。 (3) 他の制度が活用できるものについては、廃止の方向で検討する。
先進事例	
西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 <H16.11.1合併予定> 〔愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町〕 1 高齢者福祉 (1) 高齢者保健福祉計画については、新市移行後速やかに統一した計画を策定する。 (2) 生きがい活動支援通所事業については、新市移行後速やかに調整する。 (3) 介護用品支給事業の実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護1～5に認定された介護保険の被保険者又は6か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。 (4) 高齢者タクシー料助成事業については、西条市の例により調整する。 (5) 激励介護事業については、西条市の例により調整する。 (6) 長寿者等褒章事業については、西条市の例により調整する。金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (7) 敬老祝金支給事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (8) 敬老会の実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間中に開催することとして調整する。88歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	

各種事務事業（環境衛生関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（環境衛生関係事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 1 月 2 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（環境衛生関係事業）の取扱いについて
1．ごみ分別・収集及びごみ処理に関する諸制度については、当面現行のとおりとし、新町において事業の一元化に向け見直しを行うものとする。
2．ごみ処理に関する施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
3．畜犬業務等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
4．火葬場業務については、当面現行のとおりとし、新町において業務の一元化に向け見直しを行うものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生関係事業
調整方針	1. ごみ分別・収集及びごみ処理に関する諸制度については、当面現行のとおりとし、新町において事業の一元化に向け見直しを行うものとする。 2. ごみ処理に関する施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3. 畜犬業務等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 4. 火葬場業務については、当面現行のとおりとし、新町において業務の一元化に向け見直しを行うものとする。		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
ごみ収集	【ごみ収集状況】 H14.9.30現在 対象人員 1,988世帯 3,968人 対象区域 町内全域 収集率 100% 収集体制 委託 収集方式 ステーション方式 収集方法 定期収集 可燃ごみ 週2回 不燃ごみ 月2回 (金物類、ガラス陶磁器類各1回) 資源ごみ (新聞、雑誌) 各々月1回 乾電池・蛍光管 月2回	【ごみ収集状況】 H14.3.1現在 対象人員 975世帯 2,185人 対象区域 村内全域 収集率 100% 収集体制 直営 収集方式 ステーション方式 収集方法 定期収集 台所ごみ 週3回 不燃ごみ ビン・ガラス類 月1回 資源ごみ (古紙・電池類)(缶類)(木屑・古着類) 各月1回 年4回 粗大ごみ 年4回 可燃ごみ 廃プラスチック類 週1回	【ごみ収集状況】 H14.3.1現在 対象人員 942世帯 2,424人 対象区域 村内全域 収集率 100% 収集体制 直営 収集方式 ステーション方式 収集方法 定期収集 可燃ごみ 週2回 不燃ごみ 月1回 (金物類、ガラス陶磁器類、片手で持てるまでの家電製品) 資源ごみ 月4回 乾電池・蛍光管 月1回	【ごみ収集状況】 H14.3.1現在 対象人員 167世帯 302人 対象区域 村内全域 収集率 100% 収集体制 直営 収集方式 ステーション方式 収集方法 村民が直接搬入 可燃ごみ 週3回 不燃ごみ 週2回 (ガラス陶磁、プラスチック類) 資源ごみ 週2回 (空缶、廃プラスチック類) 乾電池・蛍光管 週2回	合併後に再編 当面現行のとおりとし、新町において調整する。
ごみ処理施設	【概要】 一般廃棄物を環境汚染物質を出さない等適正処理するための施設の維持及び管理。 1 焼却施設(平成14年11月廃止) 2 不燃物処理施設 圧縮機(缶類)、破砕機(瓶類) 3 一時保管施設(焼却灰仮置場) 4 最終処分場 1の施設については、平成14年12月2日から岩城村クリーンセンターにおいて焼却処理を行っている。今後の施設整備については炭化乾留システムを含めて、検討中である。 2の施設は引続き、弓削町清掃センターにおいて稼働している。缶類、瓶類、乾電池(保管上、2年に1回リサイクル処理委託を実施)の処理を行っている。 3の施設については、平成14年12月末日まで焼却灰仮置場として使用し、現在は用途を検討中である。 4の施設については、一般家庭から排出する不燃物の埋立処理を行うとともに、関係法令に基づき排水や浸出水の分析調査を行うとともに、発生ガスの調査や地中温度の管理等、適正な維持管理に努めている。	【概要】 同 左 1 リサイクル施設 2 一時保管施設 3 最終処分場 1～2の施設については、リサイクルセンターいきなにおいて運営・維持・管理を行っている。 リサイクルセンターいきな(H13) 1日約4.5トン処理	【概要】 同 左 1 焼却施設 2 リサイクル施設 3 一時保管施設 4 最終処分場 1～3の施設については、クリーンセンター内に、4は先田名後一般廃棄物処分場に属する。どちらも運営、維持管理は村で行っている。 岩城村クリーンセンター(H6) 1日5トン処理	【概要】 同 左 1 焼却施設 2 生ごみ処理機 3 一時保管施設(焼却場の空きスペース) 運営、維持管理は村で行っている。	

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容																																																												
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																																																													
ごみ資源化	【事業目的】 特定家庭用機器再商品化法により、家電4品目を再商品化する事業 【家電リサイクル品収集運搬手数料】 <table><tr><th>品 目</th><th>単 位</th><th>手数料</th></tr><tr><td>テ レ ビ</td><td>1台につき</td><td>3,650円</td></tr><tr><td>エアコン</td><td>1台につき</td><td>3,650円</td></tr><tr><td>冷 蔵 庫</td><td>1台につき</td><td>3,650円</td></tr><tr><td>洗 濯 機</td><td>1台につき</td><td>3,650円</td></tr></table>	品 目	単 位	手数料	テ レ ビ	1台につき	3,650円	エアコン	1台につき	3,650円	冷 蔵 庫	1台につき	3,650円	洗 濯 機	1台につき	3,650円	【事業目的】 同 左 【家電リサイクル品収集運搬手数料】 <table><tr><th>品 目</th><th>単 位</th><th>手数料</th></tr><tr><td>テ レ ビ</td><td>1台につき</td><td>3,300円</td></tr><tr><td>エアコン</td><td>1台につき</td><td>3,300円</td></tr><tr><td>冷 蔵 庫</td><td>1台につき</td><td>3,300円</td></tr><tr><td>洗 濯 機</td><td>1台につき</td><td>3,300円</td></tr></table>	品 目	単 位	手数料	テ レ ビ	1台につき	3,300円	エアコン	1台につき	3,300円	冷 蔵 庫	1台につき	3,300円	洗 濯 機	1台につき	3,300円	【事業目的】 同 左 【家電リサイクル品搬入手数料】 <table><tr><th>品 目</th><th>単 位</th><th>手数料</th></tr><tr><td>テ レ ビ</td><td>1台につき</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>エアコン</td><td>1台につき</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>冷 蔵 庫</td><td>1台につき</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>洗 濯 機</td><td>1台につき</td><td>2,000円</td></tr></table> 収集費用は別途500円増し。	品 目	単 位	手数料	テ レ ビ	1台につき	2,000円	エアコン	1台につき	2,000円	冷 蔵 庫	1台につき	2,000円	洗 濯 機	1台につき	2,000円	【事業目的】 同 左 【家電リサイクル品収集運搬手数料】 <table><tr><th>品 目</th><th>単 位</th><th>手数料</th></tr><tr><td>テ レ ビ</td><td>1台につき</td><td>3,700円</td></tr><tr><td>エアコン</td><td>1台につき</td><td>3,700円</td></tr><tr><td>冷 蔵 庫</td><td>1台につき</td><td>3,700円</td></tr><tr><td>洗 濯 機</td><td>1台につき</td><td>3,700円</td></tr></table>	品 目	単 位	手数料	テ レ ビ	1台につき	3,700円	エアコン	1台につき	3,700円	冷 蔵 庫	1台につき	3,700円	洗 濯 機	1台につき	3,700円	合併後に再編 当面現行のとおりとし、 新町において統一するよう検討する。
	品 目	単 位	手数料																																																														
テ レ ビ	1台につき	3,650円																																																															
エアコン	1台につき	3,650円																																																															
冷 蔵 庫	1台につき	3,650円																																																															
洗 濯 機	1台につき	3,650円																																																															
品 目	単 位	手数料																																																															
テ レ ビ	1台につき	3,300円																																																															
エアコン	1台につき	3,300円																																																															
冷 蔵 庫	1台につき	3,300円																																																															
洗 濯 機	1台につき	3,300円																																																															
品 目	単 位	手数料																																																															
テ レ ビ	1台につき	2,000円																																																															
エアコン	1台につき	2,000円																																																															
冷 蔵 庫	1台につき	2,000円																																																															
洗 濯 機	1台につき	2,000円																																																															
品 目	単 位	手数料																																																															
テ レ ビ	1台につき	3,700円																																																															
エアコン	1台につき	3,700円																																																															
冷 蔵 庫	1台につき	3,700円																																																															
洗 濯 機	1台につき	3,700円																																																															
ごみ袋販売	【概要】 一般家庭から出るごみの処理をするごみ袋については、婦人会に許可をしているが、販売委託していない。 (指定ごみ袋) 特大 1枚 21円 大 1枚 15円 中 1枚 9円	【概要】 一般家庭から出るごみの処理をするごみ袋については、商工会を通じ生名村内の店舗に販売を依頼している。 (指定ごみ袋) 特大 1枚 15円 大 1枚 11円 中 1枚 6.5円 小 1枚 4円	【概要】 指定ごみ袋は、現在3店舗に販売依頼している。役場では、指定ごみ袋以外に燃やせるごみシール、発泡スチロールシールも販売している。 (指定ごみ袋) 指定ごみ袋・各シール:各1枚50円 ただし、ごみ袋1世帯に100枚(4人までを標準とし、1人増すごとに20枚追加)、燃やせるごみシール12枚、発泡スチロールシール10枚を年度当初に無料配布。	【概要】 家庭から出される燃やせるごみを入れるごみ袋・燃やせるごみシール・発泡スチロールシールの配布を実施している。ごみ袋・燃えるごみシール・発泡スチロールは、魚島村専用のものを作成している。 (指定ごみ袋) 指定ごみ袋:1枚50円 ただし、1世帯当たり燃やせるごみ袋、燃やせないごみ袋各50枚を年度当初に無料配布。	合併後に再編 当面現行のとおりとし、 新町において調整する。																																																												
生ごみ処理機購入費補助	—	【対象機器】 コンポスト(生名村が購入) 【補助率及び補助限度額】 1/2で4,000円を上限	【対象機器】 コンポスト 【補助率及び補助限度額】 1/2で3,000円を上限	【対象機器】 コンポスト 電動式生ごみ処理機 【補助率及び補助限度額】 コンポスト:3,000円を上限 電動式生ごみ処理機:15,000円を上限 【構造上の制限】 コンポスト 130リットル以上の容器 電動式生ごみ処理機 3年以上の補償期間を有する物		合併時に廃止																																																											
狂犬病予防事務	○ 犬の登録、予防注射の実施 登録犬数 366頭 予防注射頭数 255頭 手数料 登録手数料 3,000円 狂犬病予防注射済票交付手数料 550円 鑑札再交付手数料 1,600円 狂犬病予防注射済票再交付手数料 340円	○ 犬の登録、予防注射の実施 登録犬数 127頭 予防注射頭数 75頭 手数料 同 左	○ 犬の登録、予防注射の実施 登録犬数 189頭 予防注射頭数 92頭 手数料 同 左	○ 犬の登録、予防注射の実施 登録犬数 7頭 予防注射頭数 7頭 手数料 同 左	存続 現行のとおりとする。																																																												

上島合併協議会 調整方針

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容																												
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																													
犬猫等死骸収集	【目的】 衛生的で良好な生活環境を守るため、公道や公共施設駐車場等における犬猫等の死骸について迅速に回収処理する。 【概要】 町民からの通報により、職員が回収を行っている。	【目的】 同 左 【概要】 村民からの通報により、職員が回収を行っている。	【目的】 同 左 【概要】 同 左	【目的】 同 左 【概要】 同 左	存続 現行のとおりとする。																												
野犬対策	【目的】 住民の社会生活の安全を確保するために、人の身体及び財産に対する犬からの危害防止の措置を行う。 【経費】 犬の捕獲については、住民からの要望があれば捕獲作業を行い、捕獲した犬は今治中央保健所に送っている。 運送代:1件4,000円	【目的】 同 左 【経費】 同 左	【目的】 同 左 【経費】 同 左	【目的】 同 左 【経費】 同 左	存続 現行のとおりとする。																												
斎場・火葬場	○弓削町斎場 火葬業務 委託 火葬許可 住民課窓口 使用料 ・町民の場合 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr><tr><td>火葬施設</td><td>1体につき</td><td>円 30,000</td></tr><tr><td>待合施設</td><td>1時間につき</td><td>2,000</td></tr><tr><td>テ ン ト</td><td>1回につき</td><td>500</td></tr></table> ・町民でない場合 上表使用料の額の1.5倍	区 分	単 位	使用料	火葬施設	1体につき	円 30,000	待合施設	1時間につき	2,000	テ ン ト	1回につき	500	○生名村火葬場 火葬業務 直営 火葬許可 住民生活課窓口 使用料 ・村民の場合 <table><tr><th>区 分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>満13歳以上の死体</td><td>円 1体につき 10,000</td></tr><tr><td>満13歳未満の死体</td><td>1体につき 5,000</td></tr><tr><td>死胎児</td><td>1体につき 2,000</td></tr></table> ・村民でない場合 <table><tr><th>区 分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>満13歳以上の死体</td><td>円 1体につき 15,000</td></tr><tr><td>満13歳未満の死体</td><td>1体につき 8,000</td></tr><tr><td>死胎児</td><td>1体につき 3,000</td></tr></table>	区 分	使用料	満13歳以上の死体	円 1体につき 10,000	満13歳未満の死体	1体につき 5,000	死胎児	1体につき 2,000	区 分	使用料	満13歳以上の死体	円 1体につき 15,000	満13歳未満の死体	1体につき 8,000	死胎児	1体につき 3,000	○岩城村火葬場 火葬業務 委託 火葬許可 住民生活課窓口 使用料 1体につき30,000円	○魚島村火葬場 火葬業務 直営 火葬許可 住民課窓口 使用料 1体につき10,000円 ただし、個人が取り扱ったときは、無料とする。	合併後に再編 ・新町で速やかに使用形態の統一化を図る。 ・使用料については、当面現行のとおりとし、新町において統一する方向で検討する。
区 分	単 位	使用料																															
火葬施設	1体につき	円 30,000																															
待合施設	1時間につき	2,000																															
テ ン ト	1回につき	500																															
区 分	使用料																																
満13歳以上の死体	円 1体につき 10,000																																
満13歳未満の死体	1体につき 5,000																																
死胎児	1体につき 2,000																																
区 分	使用料																																
満13歳以上の死体	円 1体につき 15,000																																
満13歳未満の死体	1体につき 8,000																																
死胎児	1体につき 3,000																																

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生関係事業
調整方針	資 料		

環境衛生関係事業の取扱いに関する法令	
【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】 （目的） 第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 （国及び地方公共団体の責務） 第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。 2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的扶助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。 3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。 4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。 （一般廃棄物処理計画） 第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項 3 市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。 4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。 5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 （市町村の処理等） 第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第七条の三、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の三第十一項、第十三条の十一第一項、第十五条の十二、第十五条の十五第一項、第十六条の二第二号、第二十三条の三第二項及び第二十四条を除き、以下同じ。）しなければならない。 2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、	運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。 3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。 4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。 5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生関係事業
調整方針	資 料		

先 進 事 例	
篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山市、西紀町、丹南町、今田町〕 (1) ごみ収集回数及び収集方法については、当面現行のとおりとし、新市において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。 (2) ごみ収集関係の助成制度及び委託制度については、その実施内容等において充実している町の例により統一する。 さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 ごみ処理事業については、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、市民サービスの低下を生じないように再編するものとする。 あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 ・ごみ収集回数及び収集方法等については、新町において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。 ・生ゴミ処理容器等設置事業補助金及び資源有価物回収事業推進協力団体交付金については、新町に引き継ぐものとし、交付要綱は新町において調整する。 高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 (1) 収集体制については、現行どおりとする。 ただし、収集・運経路については、合併後において住民サービスに十分配慮しながら見直しを行う。 (2) 収集頻度・収集委託については、当面は現行どおりとし、合併後において住民サービスに十分配慮しながら見直しを行う。 (3) 生ゴミ処理機購入費補助金については、合併時に仁淀村の例により統合する。 重信町川内町合併協議会 <東温市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕 (1) 塵埃処理関連事業 指定ごみ袋の無償配布は、新市においても当分の間継続実施し、ごみの排出量の推移を見ながら、新市において見直し検討を行う。 ごみの分別及び収集は、当分の間現状を維持し、新市において見直し検討を行う。 ごみ集積場については、当分の間現状を維持し、地元の調整が完了した地区から順次集約する。 (2) し尿処理関係事業 し尿処理関係事業は、現行の制度を新市に引継ぎ、継続して実施する。 (3) 環境関連事業 桜花苑の火葬料は、12歳以上1万円、12歳未満5千円として徴収を行う。 志津川墓園は、新市に引継ぎ、利用対象を全市に拡大する。 新市において新たに環境審議会等を設け、環境保全に必要な体制整備を行う。 太陽光発電システム補助は、現行の制度を新市に引継ぎ、国の動向を見ながら新市において見直し検討を行う。 その他、現在いずれかの町で実施している環境施策については、現行の制度を新市に引継ぎ、継続して事業を実施する。	宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 一般ごみの収集及び処理事業については、当分の間それぞれ現行のとおりとする。 粗大ごみの収集及び処理事業については、基本的には川之江市の例により有料とする。 資源ごみ回収団体補助金については、基本的には川之江市の例により調整する。 生ゴミ処理容器等設置事業補助金については、基本的には伊予三島市の例により調整する。 地域清掃補助金については、基本的には伊予三島市の例により調整する。 ごみステーション整備事業補助金については、土居町の例により調整する。 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、川之江市の例により調整する。 内子町・五十崎町・小田町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町、上浮穴郡 小田町〕 1 蓄犬業務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、鑑札及び狂犬病予防注射の開業獣医師への委託については、内子町の例により合併時に調整する。 2 一般廃棄物の収集運搬処理については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3 粗大ごみの収集運搬については、合併年度（平成16年度）は現行のとおりとし、新町において調整する。 4 生ゴミ収集及び補助金については、合併年度（平成16年度）は現行のとおりとし、新町において調整する。 5 飲料水水質検査については、内子町の例により合併時に調整する。 6 公共用飲料水水質検査と工場排水の水質検査については、合併時に調整する。ただし、検査方法は内子町の例による。 7 産業廃棄物最終処分場の水質検査については、内子町の例により合併時に調整する。 8 環境美化事業（地域の清掃活動）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。また、どちらかの町のみで実施している事業については、合併時に調整する。 9 し尿・浄化槽汚泥の収集処分については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 10 火葬場の使用料については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 環境業務については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。 (1) 公営墓地については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。 (2) 環境衛生業務・ごみの不法投棄防止及び回収事業については、新たに制度を設けるものとする。 (3) 道路・河川等清掃活動・公共河川水等水質検査については、新町に移行後、速やかに調整するものとする。

各種事務事業（農林水産関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（農林水産関係事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 1 月 2 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（農林水産関係事業）の取扱いについて
1．農林水産振興事業について、同一又は類似する事業はその振興を図るため、統合又は再編を基本に、また、基盤整備、団体育成事業については、継続を基本に次の区分により調整する。 (1) 国又は県の補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する方向で調整する。 (2) 各町村の単独事業については、合併時に調整する。 2．農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。 3．農林水産業の振興に関する各種計画については、新町において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 4．その他の農林水産関係事務及び事業については、次の区分により調整する。 (1) 現行のとおり新町に引き継ぐもの (2) 合併時に調整するもの (3) 新町において調整するもの

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針	1. 農林水産振興事業について、同一又は類似する事業はその振興を図るため、統合又は再編を基本に、また、基盤整備、団体育成事業について継続を基本に次の区分により調整する。 (1) 国又は県の補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する方向で調整する。 (2) 各町村の単独事業については、合併時に調整する。 2. 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。 3. 農林水産業の振興に関する各種計画については、新町において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 4. その他の農林水産関係事務及び事業については、次の区分により調整する。 (1) 現行のとおり新町に引き継ぐもの (2) 合併時に調整するもの (3) 新町において調整するもの		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
国・県補助事業 (農業関係)	○ 地域農政推進対策事業 【事業概要】 農業経営対策体制整備推進事業 事業費 308千円 県1/2、村1/2 農地流動化地域総合推進事業 事業費 433千円 県1/2、村1/2 ○ 認定農業者育成事業 【認定農業者】 町内において農業経営を営み、又は営もうとするものが農業改善計画を作成し、町長が適当である旨認定した者 農業経営改善計画の期間 5年 弓削町の認定農業者 3人 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし	該当なし 該当なし ○ みかん等果樹園転換特別対策事業 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし	○ 地域農政推進対策事業 【事業概要】 農業経営対策体制整備推進事業 事業費 656千円 県1/2、村1/2 農地流動化地域総合推進事業 事業費 865千円 県1/2、村1/2 ○ 認定農業者育成事業 【認定農業者】 村内において農業経営を営み、又は営もうとするものが農業改善計画を作成し、村長が適当である旨認定した者 農業経営改善計画の期間 5年 岩城村の認定農業者 14人 ○ みかん等果樹園転換特別対策事業 ○ 計画出荷米対策事業 ○ 水田農業経営確立対策事業 ○ 中産間地域等直接支払事業	該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし	存続 新町において継続する。
農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律に基づいて弓削農業振興地域整備計画を策定し、農業振興地域の中で、農業目的に利用すべき土地を農用地区域として設定し、農業の振興のための諸施策を集中的に行っていく。 弓削農業振興地域整備計画書 地域指定年度 昭和48年度 特別管理年度 昭和52年度 整備計画変更 昭和61年度	該当なし	農業振興地域の整備に関する法律に基づいて岩城農業振興地域整備計画を策定し、農業振興地域の中で、農業目的に利用すべき土地を農用地区域として設定し、農業の振興のための諸施策を集中的に行っていく。 岩城農業振興地域整備計画書 地域指定年度 昭和47年度 整備計画の策定 昭和48年度 最新整備計画の変更平成13年度	該当なし	合併後に再編 農業振興地域整備計画の範囲を協議し、新たに策定する。
農地情報管理システム整備事業	農地流動化促進支援システム 【目的】 町内の農地1筆ごとの異動等の情報管理を固定資産税のデータベースを基に毎年更新し、農地流動化等の基礎データとして利活用している。 業務委託料 101千円	農地流動化促進支援システム 【目的】 村内の農地1筆ごとの異動等の情報管理を固定資産税のデータベースを基に毎年更新し、農地流動化等の基礎データとして利活用している。 業務委託料 73千円	農地流動化促進支援システム 【目的】 村内の農地1筆ごとの異動等の情報管理を固定資産税のデータベースを基に毎年更新し、農地流動化等の基礎データとして利活用している。 業務委託料 77千円	該当なし	合併後に再編 ネットワークに一元化

上島合併協議会 調整方針

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
農業制度資金利子補給費補助	【目的】 農業者、林業者及び漁業者並びにその組織する団体に対し、低利資金の融資を円滑にする措置を講じて農林漁業の経営の近代化と合理化を図り、もってその振興に資することを目的とする。 【利子補給】 利子補給率 年1% 【融資機関】 JA越智今治弓削支所	該当なし	【目的】 愛媛県農業近代化資金利子補給金規程の定めるところによる農業近代化資金を融資機関が岩城村内の農業者に貸し付ける場合には、融資機関に対し、規程の定めるところにより、利子補給金を交付する。農業者が農業振興のため借り入れした場合に生じる利子の軽減を図り、農業経営の安定を図る。 【利子補給】 利子補給率 年1% 【融資機関】 JA越智今治岩城支所	該当なし	合併時に統合 弓削町の例を基本に調整する。
農業制度資金利子補給事業	該当なし	該当なし	○岩城村ハウス施設栽培振興資金助成制度 【目的】 岩城村は、ハウス施設栽培による農業振興を重点施策として推進するため、奨励作物を定め、規程の定めるところにより、融資及び制度資金の利子の一部を助成する。 【助成内容】 1.制度資金の利子補給及び岩城村が融資機関に預託する資金の無利子融資とする。 2.制度資金の利子補給率は、制度資金等における借入者が負担すべき利率の範囲内で、村長が定める率とする。 3.無利子融資は、助成対象者が必要とするハウス施設の設置に伴う初年度の必要経費から、制度資金借入額を控除した額の範囲内で、村長が定める額とする。 【事業の実績】(13年度実績) 利子補給金 121千円 融資残高 1,749千円 【融資機関】 JA越智今治岩城支所	該当なし	合併時に統合 岩城村の例による。
農業振興関連施設	該当なし	該当なし	堆肥センター管理運営 【内容】 ・堆肥センターの管理委託 ・運営方法協議 ・施設の維持修繕 ・事業費 672千円	該当なし	存続 現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針			

区分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
農業振興助成制度	該当なし	該当なし	○岩城村遊休農地再利用対策事業 【目的】 岩城村は、農業の振興を図るため、遊休農地を再整備し、本村の推奨する作物を栽培する事業者に対し、補助金を交付する。 【内容】 農業振興地域で、農用地区域内の遊休農地の再生のため、重機等を使用する経費に対し、助成金を交付する。	該当なし	合併時に統合 岩城村の例による。
農業振興団体補助	【目的】 農業の振興を図るため、関係団体を助成し、より一層の振興を図る。 (補助金) 農業共済組合運営事業補助金 35千円 岩城分場参観デー助成金 20千円 みかん祭り助成金 4千円 生活研究グループ 90千円 (負担金) 県農業農村振興対策協議会 10千円 越智今治広域営農団地推進協議会 11千円 伯方地区農業改良普及事業推進協議会 75千円 今治越智家畜畜産物衛生推進協議会 5千円 県農林統計協会 23千円 しまなみグリーンツーリズム推進協議会 200千円 今治越智農業用廃プラ適正処理推進協議会 3千円	【目的】 農業の振興を図るため、関係団体を助成し、より一層の振興を図る。 (補助金) 生名村果樹同志会助成金 320千円 岩城分場参観デー助成金 20千円 (負担金) 岩城分場参観デー町村負担金 20千円 かんきつ園地品種更新対策事業 41千円 越智今治広域営農団地推進協議会及び地区普及事業推進協議会 69千円 今治越智家畜畜産物衛生推進協議会 4千円 今治越智農業用廃プラ適正処理推進協議会 1千円 しまなみグリーンツーリズム推進協議会 200千円 東予農業共済組合負担金 35千円	【目的】 農業関係団体の育成補助 (補助金) 生活研究グループ 100千円 後継者グループ 100千円 農協青壮年部 50千円 JA女性部 50千円 トマト部会 50千円 果樹研究会 50千円 柑橘同志会 300千円 岩城分場参観デー補助金 100千円 (負担金) 県農業構造改善対策協議会 10千円 越智今治広域営農団地推進協議会 15千円 伯方地区農業改良普及事業推進協議会 94千円 今治越智家畜畜産物衛生推進協議会 11千円 しまなみグリーンツーリズム推進協議会 200千円 今治越智農業用廃プラ適正処理推進協議会 5千円	【目的】 同 左 (補助金) 岩城分場参観デー助成金 20千円 (負担金) 越智今治広域営農団地推進協議会 9千円 伯方地区農業改良普及事業推進協議会 35千円 県農林統計協会 18千円 しまなみグリーンツーリズム推進協議会 100千円	合併後に再編 事業別目的補助へ変更
その他	該当なし	該当なし	赤穂根フェリー運行事業 【目的】 村は、長江港～赤穂根島竹ノ浦間農業用運航船として賃借し、岩城汽船(株)はこれを賃貸して村の支持により、運航する。 期間 1年間 賃借料 1,000千円 利用戸数 9戸	該当なし	合併後に廃止 平成17年度廃止で検討する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
鳥獣被害駆除防除対策事業	【目的】 鳥獣保護区、休猟区等保護施設内において繁殖した野生鳥獣が、農作物及び林産物等に被害を与える場合、これら保護施設内及びその周辺における有害鳥獣を迅速かつ的確に駆除し、農産物及び林産物等の被害の防止及び軽減を図る。	【目的】 同 左	【目的】 同 左	【目的】 同 左	存続 現行のとおりとする。
	【概要】 ・年間2回実施 ・弓削町猟友会による射殺駆除 事業費 366千円	【概要】 カラス駆除 50羽程度 他の町村猟友会へ依頼 事業費 99千円 (H15予定)	【概要】 年間4回実施 岩城村猟友会による射殺 事業費 362千円	【概要】 未実施	
農業者年金業務	農業者年金加入者・受給者管理台帳の管理を行っている。 加入者数 0人 受給者数 3人	同 左 加入者数 0人 受給者数 2人	同 左 加入者数 6人 受給者数 44人	該当なし	存続 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐ。
標準小作料改定	【目的】 農業委員会において、農地法第3条の規定により、必要に応じ、農地区分ごとに小作料の標準額を定め、耕作者の経営の安定を図る。	【目的】 同 左	【目的】 同 左	【目的】 同 左	存続 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐ。
	【標準小作料の算式】 標準小作料 = 粗収益 - (物財費 + 雇用労働費 + 家族労働費 + 資本利子 + 公租公課 + 経営者報酬) 標準小作料 10a当たり 10,000円	【標準小作料の算式】 同 左 標準小作料 10a当たり 10,000円	【標準小作料の算式】 同 左 標準小作料 10a当たり 10,000円	【標準小作料の算式】 同 左 標準小作料 10a当たり 10,000円	
農業女性グループ育成	【生活研究グループ】 久司浦グループ 3人 沢津グループ 7人 菜の花グループ 6人 佐島グループ 9人	【生活研究グループ】 むつみグループ 12人	【生活研究グループ】 岩城村生活研究グループ 4人	該当なし	合併後に再編 目的補助に変更 県の事業に連動しつつ検討
鳥獣飼養許可手数料	【種類】 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは、再交付 1件につき 3,400円	【種類】 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは、再交付 1件につき 3,400円	【種類】 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは、再交付 1件につき 3,400円	【種類】 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは、再交付 1件につき 3,400円	存続 同一の取り扱いのため、現行のとおり新町に引き継ぐ。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針			

区 分	現 況								調 整 内 容
	弓 削 町		生 名 村		岩 城 村		魚 島 村		
流域森林総合整備 推進事業	○ 今治・松山流域林業活性化実施計画 【事業の目的】 流域26市町村の森林整備、事業量と労働力の調整、就労条件の改善、高性能林業機械の導入、原木製品流通の改善等を推進し、もって多様な森林の整備及び林業生産活動の活性化を図る。 基本方針策定年度 平成6年度 実施計画策定年度 平成9年度		○ 今治・松山流域林業活性化実施計画 【事業の目的】 同 左 基本方針策定年度 平成6年度 実施計画策定年度 平成9年度		○ 今治・松山流域林業活性化実施計画 【事業の目的】 同 左 基本方針策定年度 平成6年度 実施計画策定年度 平成9年度		○ 今治・松山流域林業活性化実施計画 【事業の目的】 同 左 基本方針策定年度 平成6年度 実施計画策定年度 平成9年度		合併後に統合 新町において一本化する。
市町村森林整備計 画	【名称】 弓削町森林整備計画 【概要】 国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めてある。計画期間は、10年間として、5年ごとに見直していく。 森林面積 605ha 計画期間 平成13年4月1日～平成23年3月31日		【名称】 生名村森林整備計画 【概要】 同 左 森林面積 131ha 計画期間 同 左		【名称】 岩城村森林整備計画 【概要】 同 左 森林面積 510ha 計画期間 同 左		【名称】 魚島村森林整備計画 【概要】 同 左 森林面積 242ha 計画期間 同 左		合併後に再編 新町において新たに策定する。
林業関係負担金・ 会費等	【負担金】 今治地区林材業振興会議 12千円 県森林土木協会 25千円 県公有林野対策協議会 6千円 市町村林野振興対策協議会 2千円 えひめ農林業担い手育成公社 4千円 日本桜の会賛助会費 5千円 今治松山流域林業活性化センター 46千円		【負担金等】 今治地区林材業振興会議 3千円 県森林土木協会 1千円 市町村緑化募金負担金 23千円 市町村林野振興対策協議会 1千円 今治松山流域林業活性化センター 38千円 緑の少年団愛媛県連盟会費 3千円		【負担金】 今治地区林材業振興会議 28千円 県森林土木協会 174千円 県公有林野対策協議会 6千円 市町村林野振興対策協議会 5千円 今治松山流域林業活性化センター 44千円 森林交付税創設促進協議会 20千円 愛媛の森林基金受託森林整備事業 70千円 えひめ農林業担い手育成公社 4千円		【負担金】 今治地区林材業振興会議 4千円 県森林土木協会 1千円 市町村林野振興対策協議会 1千円 えひめ農林業担い手育成公社 4千円 今治松山流域林業活性化センター 39千円		合併後に再編 新町において統一する。
松くい虫防除事業	○ 森林病害虫防除事業 景勝地として、風致機能を備え、伝統ある美しい景観を保つため、薬剤散布による防除を年2回実施 施行場所 法王ヶ原、弓削ロッジ周辺、高浜八幡神社の3箇所 3.26ha		該当なし		該当なし		該当なし		合併時に統合 弓削町の例による。
緑の募金事業	毎年4月～5月、事業所、家庭募金等を行い、集まった募金を財団法人愛媛の森林基金へ送金する。 実施期間 春 4月1日から5月31日まで 秋 9月1日から10月31日まで 14年度実績 44千円		毎年10月職場募金を行い、集まった募金と村の負担金を合わせて財団法人愛媛の森林基金へ送金する。 実施期間 春 4月1日から5月31日まで 秋 9月1日から10月31日まで 14年度実績 23千円		毎年4月～5月、家庭募金等を行い、集まった募金を財団法人愛媛の森林基金へ送金する。 実施期間 春 4月1日から5月31日まで 秋 9月1日から10月31日まで 14年度実績 103千円		毎年4月～5月、家庭募金等を行い、集まった募金を財団法人愛媛の森林基金へ送金する。 実施期間 春 4月1日から5月31日まで 秋 9月1日から10月31日まで 14年度実績 23千円		合併後に再編

上島合併協議会 調整方針

協議事項 調整方針	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
--------------	----------------	------	----------

[illegible]

上島合併協議会 調整方針

協議事項	2 1 ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	○水産基盤整備事業(並型漁礁設置事業) 【目的】 従来より、一本釣り、刺し網、小型定置網の好漁場であり、人口漁礁を設置することにより、天然礁と一連をなし、礁面積が増大することにより魚群の定着が増大することにより、繁殖の増大も図れるので、漁獲量の増大が期待できる。 【概要】 並型漁礁設置事業 3. 25FP漁礁 全体事業費 22, 800千円 補助率 国費3/6、県費2/6、町費1/6 ○資源保護漁礁設置事業 【目的】 小型底引き網漁業の違反操業防止及び資源の繁殖保護のため 【概要】 3m角型つの付き漁礁 44基 全体事業費 18, 900千円 ○沿岸漁業構造改善事業(築いそ) 【目的】 築いその造成により、たこ漁場の拡大と繁殖、保護の確保ができ、天然礁との有機的な関連が図れるため、漁家経営の安定及び漁家所得の向上を目的とする。 【概要】 1t内外自然石投入 3, 141m³ 全体事業費 15, 000千円 補助率 国費3/10、県費2/10、町費2. 5/10、漁協2. 5/10	該当なし 該当なし 該当なし	該当なし 該当なし 該当なし	○水産基盤整備事業(並型漁礁設置事業) 【目的】 従来より、一本釣り、刺し網、小型定置網の好漁場であり、人口漁礁を設置することにより、天然礁と一連をなし、礁面積が増大することにより魚群の定着が増大することにより、繁殖の増大も図れるので、漁獲量の増大が期待できる。 【概要】 漁礁施設(ロンダップ魚礁3. 2m角型) 6, 070空m³ 事業費 133, 500千円 補助率 国費3/6、県費2/6、村費1/6 該当なし ○沿岸漁業構造改善事業(築いそ) 【目的】 地域漁業者の生産性、漁家所得の向上と経営の安定化を進め、漁業活動の活性化推進のため、築いそ設置により、人工的に漁場を拡大し、効果的な漁場育成等、沿岸漁業の構造改善の促進を図る。 【概要】 1t内外自然石投入 1, 358m³ 事業費 6, 500千円 補助率 国費3/10、県費2/10、村費5/10	
漁場自主管理事業	【目的】 地先資源の保護及び漁具の保全を図るため、漁業協同組合が行う漁場自主管理活動事業を助成する。 【概要】 地先沿岸を自主管理する。 事業費 900千円 県1/3、町費1/3、漁協1/3	岩城村と共同で実施	【目的】 地先資源の保護及び漁具の保全を図るため、漁業協同組合が行う漁場自主管理活動事業を助成する。 【概要】 地先沿岸を自主管理する。 事業費 900千円 県1/2、漁協1/4、岩城村1/8、生名村1/8	【目的】 同 左 【概要】 同 左 事業費 900千円 県1/2、漁協1/4、村1/4	合併時に再編 それぞれの実情を踏まえ調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
稚貝・稚エビ・稚魚放流事業	○マダイ・ヒラメ放流事業 【目的】 沿岸漁業の生産力向上と漁業経営の安定を図り、「つくり育て捕る漁業」を積極的に推進するために実施する。 【概要】 直接放流、中間育成放流を行う。 事業費 町 漁協	○ギザミ放流事業・種苗放流委託事業・車エビ稚エビ放流事業 【目的】 同 左 事業主体 岩城生名漁業協同組合	○ギザミ放流事業・種苗放流委託事業・車エビ稚エビ放流事業 【目的】 同 左 事業主体 岩城生名漁業協同組合	○各種種苗放流事業 【目的】 同 左 【概要】 漁業協同組合が主体となり、稚魚中間育成事業や稚魚・稚貝放流事業を実施している。	合併時に再編 それぞれの実情を踏まえ調整する。
水産関係事業における分担金の徴収	弓削町分担金徴収条例 賦課基準 事業種別・地域沿岸漁業構造改善事業（築いそ） 賦課基準 100分の50	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に再編
水産関係融資事務	漁業近代化利子補給 【目的】 農業者、林業者及び漁業者並びにその組織する団体に対し、低利資金の融資を円滑にする措置を講じて農林漁業の経営の近代化と合理化を図り、もってその振興に資することを目的とする。 利子補給率 年1%	該当なし	岩城村漁業近代化資金利子補給 【目的】 愛媛県漁協近代化資金利子補給金規程の定めるところによる漁業近代化資金を融資機関が岩城村内の漁業者に貸し付ける場合には、融資機関に対し、規程の定めるところにより、利子補給金を交付する。漁業者が漁業振興のため借り入れした場合に生じる利子の軽減を図り、漁業経営の安定を図る。 利子補給率 年1%	該当なし	合併時に統合 弓削町の例を基本に調整する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	農林水産関係事業
調 整 方 針	資 料		

農林水産関係事業の取扱いに関する法令	先 進 事 例
【農業振興地域の整備に関する法律】 （目的） 第一条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。 （農業振興地域の整備の原則） 第二条 この法律に基づく農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行なうものとする。 （定義） 第三条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。 一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養育の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。） 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養育の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農用地を除く。） 三 農用地又は前号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地 四 耕作又は養育の業務のために必要な農業用施設（前号の施設を除く。）で農林水産省令で定めるものの用に供される土地 （市町村の定める農業振興地域整備計画） 第八条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。 2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分 二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項 二の二 農用地等の保全に関する事項 三 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整（農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。）に関する事項 四 農業の近代化のための施設の整備に関する事項 四の二 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項 五 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの 六 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項 3 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域における農業振興地域整備計画にあつては、前項第二号から第六号までに掲げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定めるものとする。	篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 (1) 農林業関係事業については、次のとおり実施するものとする。 ア 国・県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。 イ 町単独事業については、合併時に調整する。ただし、集落生産組合に対する助成制度は篠山町の例によるものとし、農地の利用権設定にかかる助成制度は西紀町の例による。 ウ 災害復旧事業にかかる町単独補助及び受益者の負担割合については、篠山町の例による。 (2) 農林業関係団体等については、次のとおり取扱うものとする。 ア 農業協同組合、森林組合及び土地改良協議会の統合については、それぞれの事情を尊重しながら調整に努める。 イ 農会長会については、合併時に統合する。 ウ 土地改良区及び水系協議会等については、現行のとおりとする。 エ 農林業施策の推進を図るための協議会等組織については、新市において新たに設置する。 (3) 新生産調整推進対策については、合併時に調整する。 (4) 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。 (5) 農林業関係基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。 あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 1 農業関係事業の取り扱いについて ・農業関係団体等については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 農業協同組合の統合については、それぞれの事情を尊重しながら、調整に努めるものとする。 (2) 上村ふるさと振興社は、新町に引き継ぎ、アグリサービス岡原は、組織の事情を勘案し調整及び育成に努める。 (3) 中球磨地区農業振興連絡協議会は、ＪＡとの調整を図りながら新町において新たに設置する。 (4) 中球磨農業者年金受給者協議会及び岡原村農業者年金受給者協議会については、関係団体との協議により新町において調整する。 (5) その他農業施策の推進を図るための協議会等組織については、新町において新たに設置する。 ・農業関係基金及び貸付金については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 水田農業確立対策事業基金及び家畜導入事業資金供給事業等基金については、合併までに関係町村で廃止する。 (2) 中山間地域活性化推進基金については、上村の例により新町に引き継ぐ。 (3) 上村土地改良区への貸付金制度は、所期の目的を達成したときに関係町村で廃止し、深田村畜産振興会への貸付金制度は、合併までに関係町村で廃止する。 ・農業振興地域整備計画及び事業関連計画書については、当面現行のとおりとし、新町において作成する計画に基づき調整する。 ・水田農業経営確立対策については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 事業の推進については、合併時の対策に応じた事業推進が図られるよう調整する。 (2) 事業推進に係る助成金については、事業推進上必要とされる場合は、合併時に助成制度を新たに設ける。 ・各種イベント及び都市交流については、イベント等の持つ意味や周囲に与えている影響等を考慮し、新町において調整する。 ・農業関係事業（政策補助金）の取り扱いについて (1) 国、県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。 (2) 単独事業については、合併時に調整する。ただし、農業振興補助金交付規則及び要項については、上村の例により整理統合できる補助金は統合する方向で調整する。 2 林業水産関係事業の取扱いについて

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針	資 料		

農林水産関係事業の取扱いに関する法令	先進事例
4 市町村は、第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）については、都道府県知事の同意を得なければならない。 【食料・農業・農村基本法】 （目的） 第一条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。 （農業の持続的な発展） 第四条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。 （農村の振興） 第五条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。 （水産業及び林業への配慮） 第六条 食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、水産業及び林業との密接な関連性を有することにかんがみ、その振興に必要な配慮がなされるものとする。 （地方公共団体の責務） 第八条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 （農業者等の努力の支援） 第十一条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、農業者及び農業に関する団体並びに食品産業の事業者がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。 （農業生産の基盤の整備） 第二十四条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。	(1) 林務関係事業については、新町において決定する。継続事業については、新町に引き継ぐ。 (2) 中球磨森林組合については、諸般の事情を勘案しながら、現行のとおり、新町に引き継ぐ。 (3) 林業構造改善事業補助金については、上村の例による。 林業振興補助金については、上村、深田村の例による。 (4) 林道、治山工事受益者分担金及び林業構造改善事業分収林設置事業分担金については、上村の例による。 (5) 稚魚の放流については、新町において合併時に検討調整する。 高吾北地域合併協議会 < H16.3.31合併予定 > 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 1 国、県補助事業及び継続事業については、現行のとおり新しいまちに引き継ぐ。 2 町村単独事業については、合併時に調整する。 3 土地改良事業にかかる受益者負担金については、合併時に調整する。 4 転作事業については、合併時に統合する。 5 集落センター等の運営補助については、新しいまちにおいても引き続き実施する。 6 農業振興地域整備計画、地域農業マスタープランについては、現行のとおり新しいまちに引き継ぎ、合併後速やかに作成する。 7 利子補給制度については、現行のとおり新しいまちに引き継ぐ。 東宇和・三瓶町合併協議会 < 西予市；H16.3.31までに合併予定 > 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 1 農業関係については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 農道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 国・県補助事業及び継続事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 町単独事業については、合併時に調整する。 (4) 農業資金については、合併時に調整する。 (5) 集落センター等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理運営については、合併時に調整する。 (6) 農業関係事業に係る受益者負担については、合併時に調整する。 (7) 農業振興地域整備計画、地域農業マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに作成する。 2 林業関係については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 林道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 国・県補助事業及び継続事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 町単独事業については、合併時に調整する。 (4) 林業等事業に係る受益者負担については、合併時に調整する。 (5) 林業関係事業については、当面現行のとおりとし、合併後事業制度について調整する。 (6) 緑化関係事業については、合併時に調整する。 (7) 県有林分収契約、町有林等分収契約、官行造林契約、公団林については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (8) 火入れ許可については、合併時に調整する。 (9) 鳥獣害対策については、合併時に調整する。 3 水産関係については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 種苗放流事業、漁礁整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 各種利子補給制度については、合併時に調整する。 (3) 内水面放流事業については、合併時に調整する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針	資 料		

農林水産関係事業の取扱いに関する法令	先進事例
（農村の総合的な振興） 第三十四条 国は、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。 2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。 （中山間地域等の振興） 第三十五条 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域（以下「中山間地域等」という。）において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。 2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。 【森林法】 （市町村整備計画） 第十条の五 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となった市町村にあっては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。 2 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 - 一 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項 - 二 立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） - 三 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項 - 四 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 - 五 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下「要間伐森林」という。）の所在並びに要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項 - 六 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項 - 七 森林施業の共同化の促進に関する事項 - 八 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 - 九 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 - 十 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 - 十一 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 - 十二 その他森林の整備のために必要な事項 3 市町村森林整備計画は、地域森林計画に適合したものでなければならない。 4 第四条第三項の規定は、市町村森林整備計画について準用する。	重信町川内町合併協議会 <東温市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕 1 産業振興事業 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。 地域農政推進事業については、現在両町が実施している事業を合併までに統合整理し、新市においても継続して実施する。合併後の事業内容については、国の制度の動向を踏まえ検討する。 転作事業については、現在両町が実施している事業を合併までに統合整理し、新市においても継続して実施する。合併後の取組みについては、国の新生産調整制度の動向を踏まえ検討する。 中山間地域等直接支払制度については、現行制度を新市においても継続して実施する。 農業用ビニール廃棄処分経費にかかる負担割合については、合併後は市４０％、農協４０％、農家２０％とする。 有害鳥獣被害対策事業については、現在、両町が実施している事業内容を合併までに統合整理し、新市においても継続して実施する。 各種利子補給制度については、現行のとおり新市においても継続して実施する。 また、高齢者等肉用牛貸付基金制度については、合併までに対応を検討する。 土地改良事業については、新市においても継続して実施する。 土地改良連絡協議会については、新市において統合し、自主運営に向けて推進する。 また、改良区については、合併後の統合理化に向けて推進する。 森林整備事業については、両町の森林整備計画に基づき、新市においても継続して実施し、新市の森林整備計画については、合併後、新たに策定する。 各種関係団体の組織については、合併までに統合理化に向けて調整し、補助金については、新市における補助金体系等総合的な観点から調整する。 重信町農村環境改善センターについては、現行のまま新市に引継ぎ、運営方法については、新市において検討する。 2 国土調査事業 地籍調査事業については、国土調査第五次１０箇年計画に基づき、新市においても継続して実施し、早期完了に向けて推進する。 宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 国・県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。 市町村単独事業の受益者負担割合については、合併時に調整する。 土地改良事業及び災害復旧事業の受益者負担割合については合併時に調整する。 地域農業マスタープラン、農業経営基盤強化促進基本構想については、新市において作成する。 酪農肉用牛生産近代化計画、農業振興計画、農林業等活性化基盤整備計画、水田農業振興計画、生産振興計画については、新市において作成する。 森林整備計画については、平成１６年度までの間は現行の計画をそれぞれ適用し、１７年度より新たな計画を策定する。 市町村有林については、それぞれ現状のまま新市に引き継ぎ、分収林についても現状の持分をそれぞれ新市に引き継ぐものとする。 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 <H16.11.1合併予定> 〔愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町〕 1 農業関係 (1) 農業振興地域整備計画については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において作成する。 (2) 農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタープラン、酪農肉用牛生産近代化計画については、

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整方針	資 料		

農林水産関係事業の取扱いに関する法令	先進事例
5 第六条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により市町村が市町村森林整備計画をたてる場合に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。 6 市町村の長は、当該市町村の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、前項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の縦覧期間満了後、当該市町村森林整備計画の案について、関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。 7 市町村は、市町村森林整備計画をたてようとするときは、第五項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の縦覧期間満了後、都道府県知事に協議しなければならない。 8 市町村は、市町村森林整備計画をたてたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事（当該市町村の区域内に第十九条第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた森林施業計画の対象とする森林が存するときは、都道府県知事及び農林水産大臣）及び関係森林管理局長に当該市町村森林整備計画書の写しを送付しなければならない。この場合においては、第五項の規定により読み替えて準用する第六条第二項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。 （市町村森林整備計画の変更） 第十条の六 都道府県知事は、地域森林計画の変更により市町村森林整備計画が地域森林計画に適合しなくなったと認めるときは、当該市町村森林整備計画に係る市町村に対し、当該市町村森林整備計画を変更すべき旨を通知しなければならない。 2 市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、市町村森林整備計画を変更しなければならない。 3 市町村は、前項の場合を除くほか、森林の現況等に変動があったため必要があると認めるときは、市町村森林整備計画を変更することができる。 4 前条第五項から第八項までの規定は、市町村森林整備計画の変更について準用する。 （市町村森林整備計画の遵守） 第十条の七 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、市町村森林整備計画に従って施業することを旨としなければならない。	新市移行後速やかに作成する。 (3) 水田農業経営確立対策事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (4) 水田農業推進協議会については、新市移行後速やかに統合する。 (5) 農地流動化関係事業の制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、農地流動化推進員の構成、任期等については、新市移行後速やかに調整する。 (6) 市民農園の貸付料については、現行のまま新市に引き継ぎ、運営方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (7) 地産地消事業については、新市移行後速やかに関係機関と協議のうえ調整する。 (8) 田野中川畑地かん水事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 林業関係 (1) 市町村森林整備計画については、新市移行後速やかに作成する。 3 水産業関係 (1) 漁港整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 漁業経営構造改善事業（築いそ）については、現行のまま新市に引き継ぐ。 4 農林土木関係 (1) 県営土地改良事業負担金については、新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中並びに推進中の地区については、現行のとおりとする。 (2) 現在実施中の中山間地域総合整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (3) 現在実施中の新山村振興等農林漁業特別対策事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (4) 土地改良事業原材料交付事務については、新市移行後速やかに調整する。 (5) 農地・農業用施設災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。 (6) 現在実施中の国補林道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (7) 林道災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。 (8) 丹原町単独林道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 八幡浜市・保内町合併協議会 < H16.12.31までに合併予定 > 【愛媛県 八幡浜市、西宇和郡 保内町】 1 農林関係 (1) 地籍調査事業については、引き続き実施する。 (2) 中山間地域総合整備事業については、現在の計画に基づき引き続き実施する。地元負担については、現在の負担率を事業完了までに適用し、合併後新規に事業が行われる場合は、新市において調整する。 (3) 中山間地域等直接支払事業については、現行のとおり引き続き実施する。 (4) 森林整備地域活動支援交付事業については、現行のとおり引き続き実施する。 (5) 森林管理推進事業については、現行のとおり引き続き実施する。 (6) 農道・排水路施設小災害復旧事業については、八幡浜市の例により新市において調整する。 (7) 南予用水畑かん施設維持管理事業については、保内町の例により新市において調整する。 (8) 農業近代化資金利子補給金の取扱いについては、八幡浜市の例により新市において調整する。ただし、合併前に制度の適用を受けたものについては、現行のとおりとする。 (9) 農業生産総合対策事業については、現行のとおり引き続き実施する。 (10) 農林漁業後継者自立支援事業については、八幡浜市の例により調整する。 2 水産港湾関係 (1) 漁業近代化資金利子補給金の取り扱いについては、八幡浜市の例により新市において調整する。ただし、合併前に制度の適用を受けたものについては、現行のとおりとする。 (2) 漁港関係各種事業の計画・調査については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 港湾関係各種事業の計画・調査については、八幡浜港は市管理港湾、川之石港は県管理港湾のため、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (4) 地方港湾審議会については、引き続き設置する。

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 1 月 2 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて
1．商工会及び観光協会については、統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。
2．中小企業利子補給制度については、岩城村の例を基本に調整するものとする。
3．観光関連施設及び観光イベントについては、当面現行のとおりとし、新町においてそれぞれの実情を尊重し調整するものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	商工・観光関係事業
調整方針	1. 商工会及び観光協会については、統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。 2. 中小企業利子補給制度については、岩城村の例を基本に調整するものとする。 3. 観光関連施設及び観光イベントについては、当面現行のたとおりとし、新町においてそれぞれの実情を尊重し調整するものとする。		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
商工会	【名称】 弓削町商工会 【目的】 経済情勢の厳しい中、経営改善普及事業を押し進めて地域の振興と活性化を目指した活動を行うため、財政基盤の強化を図り諸団体との連携を密にして地元産業の安定を目的とする。 【活動内容】 ・経営改善普及事業 ・総合振興事業 ・商業振興事業 ・工業振興事業 ・観光対策事業 ・金融対策事業 ・経営・税務対策事業 ・労務対策事業 ・青年部・婦人部対策事業 ・役職員研修事業 ・委託事業 ・外国人研修事業 【補助金額】 平成14年度実績 2,500,000円	【名称】 生名村商工会 【目的】 「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。 【活動内容】 ・経営改善普及事業 ・総合振興事業 ・商業振興事業 ・工業振興事業 ・金融対策事業 ・経営・税務対策事業 ・労務対策事業 ・青年部・婦人部対策事業 ・福利厚生事業 【補助金額】 平成14年度実績 1,040,000円	【名称】 岩城村商工会 【目的】 同 左 【活動内容】 ・金融対策事業 ・経営・税務対策事業 ・労務対策事業 ・青年部・婦人部対策事業 ・受託事業 ・外国人研修生受入事業 ・特別事業 【補助金額】 平成14年度実績 2,500,000円	—	商工会については、統合するよう調整に努めるものとし、補助金額については、従来からの経緯・実情等に配慮し、新町においてその必要性・公平性などの観点から内容を検討し、調整する。
中小企業利子補給	—	—	【目的】 岩城村において、中小企業を営む個人及び法人に対し資金の融通を円滑にするため利子補給をすることによって、中小企業の振興を図る。 【対象となる資金】 岩城村商工会の審査を受けて国民金融公庫及び愛媛県中小企業融資制度の貸付資金(運転資金は除く) 【利子補給率】 融資金額の年利1%以内 【利子補給の期間】 融資を受けた日から5年以内	—	岩城村の例を基本に調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	商工・観光関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
観光関係団体	【名称】 弓削町観光協会 【目的】 弓削町の観光事業を振興して、観光客の誘致を図り、産業、経済、文化を発展向上せしめ、併せて公共の福祉に寄与することを目的とする。 【活動内容】 ・観光宣伝並びに資料の発行 ・観光土産品の推奨及び研究改善 ・各種イベントの協賛 ・その他本会の目的を達成するために必要な事業 【補助金額】 平成14年度実績 100,000円	—	【名称】 岩城村観光協会 【目的】 岩城村の観光事業を振興して観光客の誘致を図り、産業、経済、文化を発展向上せしめ、併せて公共の福祉に寄与することを目的とする。 【活動内容】 ・観光資源の保護、育成、開発、宣伝及び受入体制の促進 ・観光諸施設の整備、改善の促進 ・関係機関への建議、陳情及び意見具申 ・観光客の接客改善 ・観光に関する調査、研究、情報の収集 ・観光宣伝並びに資料の発行 ・観光土産品の推奨及び研究改善 ・その他本会の目的を達成するために必要な事業 【補助金額】 平成14年度実績 400,000円	—	観光協会については、統合に向け検討が進められるよう調整に努めるものとし、弓削松原海水浴場組合については、現行のとおりとする。
観光関連施設	・国民宿舎「ゆげロッジ」 全部委託(ゆげファザ「サビ」ス株) ・豊島コミュニティセンター 運営委託((有)住力商事)	・宿泊研修施設「蛙石荘」 管理運営委託(株いきなぶ「レ」) ・サウンド波間田 管理運営委託(株いきなぶ「レ」)	・岩城村観光センター 運営委託(株いわぎ物産センター) ・津波島コミュニティアイランド 管理委託(沢田青果株)	・魚島村観光センター 管理運営委託(枝広泰昭)	当面現行のとおりとし、新町において調整する。
観光イベント	・松原海水浴場海開きイベント 補助金額 470,000円(H14) ・ふるさと夜市 補助なし	—	・いわぎ桜まつり 補助金額 500,000円(H14) ・納涼船「青いレモンの島号」 経費 330,000円(H14)	—	当面現行のとおりとする。 運営については、実行委員会で運営する方向で検討する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	商工・観光関係事業
調 整 方 針	資 料		
先 進 事 例			
篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 (1) 商工会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。補助金については現行制度を尊重し調整するものとする。 (2) 商店街や商工業者にかかる助成制度については、篠山町の例による。 (3) 地元企業就職奨励金については、現行のとおりとする。 (4) 地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山町の例による。 さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努めるものとする。 同一又は類似する事業は統合又は再編するものとする。 あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 1 商工業関係事業の取扱い 商工業関係事業については、商工業の振興と併せ若者の定住促進が図られるよう安定した魅力ある就業の場を確保するため、新町において新たな施策を展開することとする。ただし、 (1) 預託金貸付事業については、新町に引き継ぎ、助成要綱等は新町において制定する。 (2) 中小企業振興助成事業及び商工業振興補助事業については、合併までに関係町村で廃止し、これらに替わる商工業振興のための助成・補助事業を新たに設置する。 (3) 特定小売商店舗の事業活動の調査に関する要綱については、関係法律に基づき、新町において新たに制定する。 (4) 農村地域工業等導入促進法に基づく地域指定については、新町に引き継ぐ。 (5) 工場設置奨励条例は、新町において新たに制定する。 2 観光関係事業の取扱い 観光事業を地域産業として位置づけ、他の産業との相乗効果により、地域の経済の発展に寄与するように計画し、実施する。 高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 1 商工会及び観光協会については、統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 2 各種イベントについては当面現行のとおりとし、それぞれの実情を尊重しながら調整に努める。 3 工場事業場設置奨励条例については合併時に廃止し、新たに新しいまちにあった制度を構築する。ただし、合併時において奨励措置を受けているものについては、現行の制度を適用する。 4 その他の業務については、当面現行どおりとし新しいまちにおいて実情を尊重しながら調整に努める。 東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 1 企業誘致条例及び企業誘致事業については、新たに制度を設ける。 2 融資制度については、新たに制度を設けるものとし、商店街支援事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。その他の商工業振興事業については、新たに制度を設けるものとする。ただし、三瓶町発行の商品券については、合併時に廃止する。 3 観光振興事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 4 観光関連施設については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。		重信町川内町合併協議会 <東温市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕 1 企業誘致 企業誘致については、川内町の工場誘致条例に準じ、新市においても継続して実施する。また、既存企業については、新市においても体質強化等の支援を積極的に推進する。 2 地域振興事業 中小企業に対する各種融資制度については、現在、両町が実施している制度を新市においても継続して実施する。 関係団体の組織については、新市の一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しつつ、統合に向けて推進する。 関係団体への補助金については、それぞれの実情を尊重しつつ、新市において補助金体系等の総合的な観点から調整する。 内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町、上浮穴郡 小田町〕 1 商工会については、それぞれの事情を尊重しながら、将来の統合に向けて、新町において調整に努めるものとする。その他団体の取扱い及び助成金については、新町において調整するものとする。 2 企業誘致については、現行のとおりとするものとする。 3 農村地域工業等導入促進法に基づく地域指定については、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整するものとする。 4 融資制度については、合併時に調整するものとする。 5 雇用促進・勤労者対策については、現行のとおりとするものとする。 6 商い塾については、現行のとおりとするものとする。 7 計量器事務については、現行のとおりとするものとする。 8 歴史民族資料館については、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整するものとする。 9 四国のみちについては、現行のとおりとするものとする。 10 商工業等関係団体については、現行のとおりとするものとする。 11 観光協会については、統合に向けて検討が進められるよう、新町において調整に努めるものとする。 12 観光関係団体等については、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整するものとする。 13 観光関連施設については、現行のとおりとするものとする。 14 観光イベントについては、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整するものとする。 15 町並保存については、現行のとおりとするものとする。 南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 商工業振興事業及び観光振興事業については、現行のまま引き継ぎ、新町に移行後速やかに調整する。観光関連施設については、現行のまま引き継ぎ、新町に移行後、運営の状況等を考慮し経営改善に努める。	

各種事務事業（上・下水道事業）の取扱いについて

各種事務事業（上・下水道事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 1 月 2 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（上・下水道事業）の取扱いについて
1．上水道事業 上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2．下水道事業 (1) 下水道事業については、現行のとおり引き継ぐものとし、新町において全体計画の見直しを行うものとする。 (2) 受益者負担金、下水道使用料等については、当面現行のとおりとし、新町において統一するよう調整するものとする。 (3) 下水道施設改修資金融資あっせん及び利子補給制度については、合併時に廃止する。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業（上水道、簡易水道事業）
調整方針	上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおりに新町に引き継ぐものとする。		

区 分	現 況						調 整 内 容																																													
	弓 削 町		生 名 村		岩 城 村																																															
	上 島 上 水 道 企 業 団						魚 島 村																																													
給水区域	○上水道給水区域 給水区域：弓削町（豊島、百貫島、上弓削1番地を除く）、生名村（生名村1, 389番地から1, 391番地、1, 423番地、1, 424番地、2, 375番地から2, 586番地、2, 880番地、2, 881番地、2, 897番地を除く）、岩城村（岩城村4, 537番地、4, 538番地、6, 394番地から7, 941番地を除く）の区域の一部とする。 給水人口：11, 885人 1日最大給水量：4, 754㎥						○簡易水道給水区域 給水区域：魚島村魚島及び高井神島 全域 給水人口：334人 1日最大給水量：123㎥	現行のとおりとする。																																												
水道料金	○上水道料金 【根拠】上島上水道企業団給水条例 （給水料金） 第25条 給水料金の額は、別表1に定める区分により基本料金と超過料金との合計額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 別表1 <table><tr><th colspan="2">基 本</th><th colspan="2">超 過</th><th colspan="2">そ の 他</th></tr><tr><th>水 量</th><th>料 金</th><th>水 量</th><th>料 金</th><th colspan="2">臨時用</th></tr><tr><td>5㎥</td><td>1, 200円</td><td>6㎥以上</td><td>270円</td><td colspan="2">800(円/㎥)</td></tr></table> （使用料） 第28条 量水器の使用料は、別表2に定める区分による額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 別表2 <table><tr><th>口 径</th><th>20mm</th><th>25mm</th><th>30mm</th><th>40mm</th><th>50mm</th><th>65mm以上</th></tr><tr><td>量水器 使用料</td><td>220円</td><td>250円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>1100円</td><td>企業長が 定める。</td></tr></table>						基 本		超 過		そ の 他		水 量	料 金	水 量	料 金	臨時用		5㎥	1, 200円	6㎥以上	270円	800(円/㎥)		口 径	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	65mm以上	量水器 使用料	220円	250円	400円	500円	1100円	企業長が 定める。	○簡易水道料金 【根拠】魚島村簡易水道事業条例 （料金） 第26条 料金は、次の区分により徴収する。 (1) 一般用給水装置 ア 基本料金 2㎥まで 530円 イ 超過料金 <table><tr><th>使用数量</th><th>1㎥当たりの料金</th></tr><tr><td>3㎥から10㎥まで</td><td>260円</td></tr><tr><td>11㎥から20㎥まで</td><td>320円</td></tr><tr><td>21㎥から30㎥まで</td><td>370円</td></tr><tr><td>31㎥から40㎥まで</td><td>470円</td></tr><tr><td>41㎥以上</td><td>890円</td></tr></table> (2) 産業用給水装置 1㎥につき 890円 (3) 臨時用給水装置 1㎥につき 890円	使用数量	1㎥当たりの料金	3㎥から10㎥まで	260円	11㎥から20㎥まで	320円	21㎥から30㎥まで	370円	31㎥から40㎥まで	470円	41㎥以上	890円	現行のとおりとする。
基 本		超 過		そ の 他																																																
水 量	料 金	水 量	料 金	臨時用																																																
5㎥	1, 200円	6㎥以上	270円	800(円/㎥)																																																
口 径	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	65mm以上																																														
量水器 使用料	220円	250円	400円	500円	1100円	企業長が 定める。																																														
使用数量	1㎥当たりの料金																																																			
3㎥から10㎥まで	260円																																																			
11㎥から20㎥まで	320円																																																			
21㎥から30㎥まで	370円																																																			
31㎥から40㎥まで	470円																																																			
41㎥以上	890円																																																			
加入金	○上水道加入金 【根拠】上島上水道企業団給水条例 （加入金） 第32条 給水装置を新設し、若しくは改造（量水器の口径を増径する場合に限る。以下本条において同じ。）し、又は、従前の給水装置を撤去し、新規に給水装置を設置（従前の給水装置に係る量水器の口径に比べて増径を伴う場合に限る。以下本条において同じ。）しようとする者は、企業長に給水申込加入金（以下「加入金」という。）を納付しなければならない。 2 加入金の額は、量水器の口径に応じ別表4に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、給水装置を改造しようとする者に係る加入金の額は、改造後の給水装置に係る量水器の口径に対応する加入金の額から改造前の給水装置に係る量水器の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とし、従前の給水装置を撤去し新規に給水装置を設置しようとする者に係る加入金の額は、新規に設置しようとする給水装置に係る量水器の口径に対応する加入金の額から撤去しようとする給水装置に係る量水器の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とする。 3 加入金は、給水装置工事の申込みの際徴収する。 4 既納の加入金は、還付しない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。						○簡易水道加入金 なし	現行のとおりとする。																																												

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業（上水道、簡易水道事業）
調整方針	上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおりに新町に引き継ぐものとする。		

区 分	現 況						調 整 内 容		
	弓 削 町	生 名 村			岩 城 村				
	上 島 上 水 道 企 業 団						魚 島 村		
手数料	別表4						○簡易水道関係手数料 なし	現行のとおりにする。	
	口 径	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm			65mm以上
	加入金	50,000円	90,000円	150,000円	300,000円	500,000円			企業長が定める。
	○上水道関係手数料								
	【根拠】上島上水道企業団給水条例 (手数料) 第31条 手数料の種類及び額は、別表3に定める区分により、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、企業長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。								
検針	別表3						○簡易水道検針 【概要】 検針票に今回指針値を記入、今回指針値と前回指針値の差を使用水量に記入し、検針票(控)を各家庭に置いてくる。 ①年度当初に契約を締結 ②検針員は1人 ③委託料は月20,400円 ④現在の検針件数は233件	現行のとおりにする。	
	種 別	単位	新 設 又 は 全 面 改 造 工 事		その他の工事				
	給 水 装 置 工 事 設 計 手 数 料	1件	5,000円		2,500円				
	設 計 審 査 手 数 料	1回	3,000円		1,500円				
	工 事 検 査 手 数 料	1回	4,000円		2,000円				
	給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円						

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業（下水道事業）
調整方針	(1) 下水道事業については、現行のとおり引き継ぐものとし、新町において全体計画の見直しを行うものとする。 (2) 受益者負担金、下水道使用料等については、当面現行のとおりとし、新町において統一するよう調整するものとする。 (3) 下水道施設改修資金融資あっせん及び利子補給制度については、合併時に廃止する。		

区 分	現 況										調 整 内 容		
	弓 削 町			生 名 村			岩 城 村			魚 島 村			
1 全体計画 事業認可	事業名 特定環境保全公共下水道 弓削地区			事業名 特定環境保全公共下水道 生名地区			事業名 特定環境保全公共下水道 岩城地区			事業名 廃棄物処理施設整備 (コミュニティ・プラント) 魚島地区			現行のとおり新町に引き継ぐ。
	項 目	全体計画	事業認可	項 目	全体計画	事業認可	項 目	全体計画	事業認可	項 目	全体計画	事業認可	
	事業期間	H4～H17	H4～H17	事業期間	H9～H18	H9～H18	事業期間	H13～H22	H13～H22	事業期間	H元～H3	H元～H3	
	供用開始	H10. 3. 31	H10. 3. 31	供用開始	H14. 6. 1	H14. 6. 1	供用開始	予定 H17. 4		供用開始	H4. 7. 20	H4. 7. 20	
	計画処理面積(ha)	95. 3	95. 3	計画処理面積(ha)	57	57	計画処理面積(ha)	42. 0	42. 0	計画処理面積(ha)	176. 2	176. 2	
	計画処理人口(人)	3, 600	3, 600	計画処理人口(人)	2, 400	2, 400	計画処理人口(人)	1, 700	1, 700	計画処理人口(人)	334	334	
	計画日平均(m ³ /日)	1, 093	1, 093	計画日平均(m ³ /日)	870	870	計画日平均(m ³ /日)	550	550	計画日平均(m ³ /日)	133	133	
	計画日最大(m ³ /日)	1, 607	1, 607	計画日最大(m ³ /日)	1, 180	1, 180	計画日最大(m ³ /日)	750	750	計画日最大(m ³ /日)	190	190	
	処理能力(m ³ /日)	1, 650	1, 650	処理能力(m ³ /日)	1, 200	1, 200	処理能力(m ³ /日)	800	800	処理能力(m ³ /日)	190	190	
	ポンプ施設(箇所)	10	10	ポンプ施設(箇所)	12	12	ポンプ施設(箇所)	5	5	ポンプ施設(箇所)	6	6	
	処 理 場(箇所)	1	1	処 理 場(箇所)	1	1	処 理 場(箇所)	1	1	処 理 場(箇所)	1	1	
	排除方式	分流式	分流式	排除方式	分流式	分流式	排除方式	分流式	分流式	排除方式	分流式	分流式	
	処理方法	OD法	OD法	処理方法	OD法	OD法	処理方法	OD法	OD法	処理方法	接触ばっき	接触ばっき	
	※ホ ¹ ンフ ¹ 施設はマンホール形式ホ ¹ ンフ ¹ 場			※ホ ¹ ンフ ¹ 施設はマンホール形式ホ ¹ ンフ ¹ 場			※ホ ¹ ンフ ¹ 施設はマンホール形式ホ ¹ ンフ ¹ 場			※ホ ¹ ンフ ¹ 施設はマンホール形式ホ ¹ ンフ ¹ 場			
	事業名 農業集落排水事業 佐島地区			事業名 農業集落排水事業 西部地区			事業名 農業集落排水事業 高井神地区						
項 目	全体計画	事業認可	項 目	全体計画	事業認可	項 目	全体計画	事業認可	項 目	全体計画	事業認可		
事業期間	H9～H13	H9～H13	事業期間	H2～H4	H2～H4	事業期間	H2～H4	H2～H4	事業期間	H元～H3	H元～H3		
供用開始	H13. 4. 1	H13. 4. 1	供用開始	H5. 4. 1	H5. 4. 1	供用開始	H5. 4. 1	H5. 4. 1	供用開始	H1. 7. 20	H1. 7. 20		
計画処理面積(ha)	30. 0	30. 0	計画処理面積(ha)	8. 0	8. 0	計画処理面積(ha)	8. 0	8. 0	計画処理面積(ha)	108. 5	108. 5		
計画処理人口(人)	750	750	計画処理人口(人)	270	270	計画処理人口(人)	270	270	計画処理人口(人)	105	105		
計画日平均(m ³ /日)	203	203	計画日平均(m ³ /日)	73	73	計画日平均(m ³ /日)	73	73	計画日平均(m ³ /日)	29	29		
計画日最大(m ³ /日)	247. 5	247. 5	計画日最大(m ³ /日)	89. 1	89. 1	計画日最大(m ³ /日)	89. 1	89. 1	計画日最大(m ³ /日)	41. 0	41. 0		
処理能力(m ³ /日)	250	250	処理能力(m ³ /日)	89	89	処理能力(m ³ /日)	89	89	処理能力(m ³ /日)	41	41		

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業（下水道事業）
調整方針			

区 分	弓 削 町			現 生 名 村	岩 城 村			魚 島 村			調 整 内 容
	ポンプ施設 (箇所)	5	5		ポンプ施設 (箇所)	3	3	ポンプ施設 (箇所)	2	2	
	処 理 場 (箇所)	1	1		処 理 場 (箇所)	1	1	処 理 場 (箇所)	1	1	
	排除方式	分流式	分流式		排除方式	分流式	分流式	排除方式	分流式	分流式	
	処理方法	回分式活性 汚泥法	回分式活性 汚泥法		処理方法	嫌気ろ床及び 接触ばっ気を 組み合わせた 方式	嫌気ろ床及び 接触ばっ気を 組み合わせた 方式	処理方法	接触ばっき	接触ばっき	
	※ポンプ施設はマンホール形式ポンプ場				※ポンプ施設はマンホール形式ポンプ場			※ポンプ施設はマンホール形式ポンプ場			
	事業名 合併処理浄化槽設置整備事業 浄化槽市町村整備推進事業 狩尾・大谷・日比・鎌田・佐島地区				小漕地区						
	項 目		全 体 計 画		項 目		全体計画	事業認可			
	事業期間		H14～H17		事業期間		H5～H9	H5～H9			
	設 置 個 数	5人槽	75	基	供用開始		H10. 4. 1	H10. 4. 1			
		7人槽	21	基	計画処理 面積 (ha)		14. 9	14. 9			
		10人槽	5	基	計画処理 人口 (人)		300	300			
		11～15人槽	2	基	計 画 汚 水	日平均 (m ³ /日)	81	81			
		16～20人槽	3	基		日最大 (m ³ /日)	99. 0	99. 0			
		26～30人槽	1	基	処理能力 (m ³ /日)		99	99			
		31～40人槽	1	基	ポンプ施設 (箇所)		8	8			
		41～50人槽	2	基	処 理 場 (箇所)		1	1			
		51人槽以上	2	基	排除方式		分流式	分流式			
	処理方法		沈殿分離及び 接触ばっ気を 組み合わせた 方式	沈殿分離及び 接触ばっ気を 組み合わせた 方式	処理方法		沈殿分離及び 接触ばっ気を 組み合わせた 方式	沈殿分離及び 接触ばっ気を 組み合わせた 方式			
	※ポンプ施設はマンホール形式ポンプ場				※ポンプ施設はマンホール形式ポンプ場						
	長江地区				長江地区						
	項 目		全 体 計 画	事業認可	項 目		全体計画	事業認可			
	事業期間		H9～H12	H9～H12	事業期間		H9～H12	H9～H12			
	供用開始		H12. 4. 1	H12. 4. 1	供用開始		H12. 4. 1	H12. 4. 1			
	計画処理 面積 (ha)		11. 5	11. 5	計画処理 面積 (ha)		11. 5	11. 5			
	計画処理 人口 (人)		200	200	計画処理 人口 (人)		200	200			

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業（下水道事業）
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容																						
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																							
2 受益者負担金	【制度】 下水道が整備されると生活環境が著しく向上する結果、資産価値や利用価値が増大し、土地の所有者や権利者に大きな利益をもたらします。その整備によって利益をうける人は整備区域内の土地所有者や権利者に限られます。そこで、これらの受益者に建設費の一部を負担していただくことで、負担の公平を図り、また、下水道の整備を促進しようというのがこの制度である。 【金額】 ・一般住宅（一戸あたり） 1個設置 100,000円 2個設置 150,000円 ・事業所等 1㎡当り500円×家屋の1階部分の床面積 ※ただし、算定した額が一般住宅の額に満たない場合は、一般住宅の額 【納付方法】 3年分割、年4期 ※一括納付有り 報奨金制度無	制度なし	<table><tr><td rowspan="7">計画 汚水</td><td>日平均 (㎡/日)</td><td>54</td><td>54</td></tr><tr><td>日最大 (㎡/日)</td><td>66.0</td><td>66.0</td></tr><tr><td>処理能力 (㎡/日)</td><td>66</td><td>66</td></tr><tr><td>ポンプ施設 (箇所)</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>処 理 場 (箇所)</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>排除方式</td><td>分流式</td><td>分流式</td></tr><tr><td>処理方法</td><td>接触ばっ 気方式</td><td>接触ばっ 気方式</td></tr></table> ※ポンプ施設はマンホール形式ポンプ場 事業名 合併処理浄化槽設置整備事業 浄化槽市町村整備推進事業 予定 16年～22年(県と要調整) 制度なし	計画 汚水	日平均 (㎡/日)	54	54	日最大 (㎡/日)	66.0	66.0	処理能力 (㎡/日)	66	66	ポンプ施設 (箇所)	4	4	処 理 場 (箇所)	1	1	排除方式	分流式	分流式	処理方法	接触ばっ 気方式	接触ばっ 気方式	制度なし	合併後に再編 当面は現行制度に基づき実施し、事業完了後、新町において統一するよう調整する。
計画 汚水	日平均 (㎡/日)	54	54																								
	日最大 (㎡/日)	66.0	66.0																								
	処理能力 (㎡/日)	66	66																								
	ポンプ施設 (箇所)	4	4																								
	処 理 場 (箇所)	1	1																								
	排除方式	分流式	分流式																								
	処理方法	接触ばっ 気方式	接触ばっ 気方式																								

上島合併協議会 調整方針

協議事項	2 1 ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業（下水道事業）
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容																																																																										
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																																																																											
3 下水道使用料	【徴収猶予・減免】 - 徴収猶予 - 災害・盗難その他の事故に遭い、納付が困難と認められる場合 - 本人又は生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を要する - その建物の所有者が決まっていない場合 - 減免 - 国又は地方公共団体が所有する建物等 - 自治会等が管理する集会所等の建物 【金額】 - 上水道を使用 (単位:円) <table><tr><td>基本料金</td><td>10㎡まで</td><td>1,000</td></tr><tr><td rowspan="4">一般汚水</td><td>11㎡～20㎡まで</td><td>110</td></tr><tr><td>21㎡～30㎡まで</td><td>130</td></tr><tr><td>31㎡～50㎡まで</td><td>145</td></tr><tr><td>51㎡以上</td><td>160</td></tr></table> - 地下水を使用 世帯人員が3人まで1人当り8㎡ 4人目から1人当り4㎡ を排出量と認定して計算 - 上水道と地下水を併用使用 世帯人員が3人まで1人当り4㎡ 4人目から1人当り2㎡ を排出量と認定して、上水道の使用量に加算して計算	基本料金	10㎡まで	1,000	一般汚水	11㎡～20㎡まで	110	21㎡～30㎡まで	130	31㎡～50㎡まで	145	51㎡以上	160	【金額】 - 下水道使用料を設定(月額) - 一般家庭 (単位:円) <table><tr><td>基本料金</td><td>1世帯につき</td><td>1,500</td></tr><tr><td>一般汚水</td><td>人数割料金</td><td>1人につき 300</td></tr></table> 事業所(宿泊施設) (単位:円) <table><tr><td>基本料金</td><td>1施設につき</td><td>3,000</td></tr><tr><td rowspan="5">一般汚水</td><td>1人につき</td><td>300</td></tr><tr><td>収容人数20人まで</td><td>1,500</td></tr><tr><td>収容人数40人まで</td><td>3,000</td></tr><tr><td>収容人数60人まで</td><td>4,500</td></tr><tr><td>収容人数80人まで</td><td>6,000</td></tr></table> 事業所(宿泊施設以外) (単位:円) <table><tr><td>基本料金</td><td>1施設につき</td><td>3,000</td></tr><tr><td rowspan="4">一般汚水</td><td>1人につき</td><td>300</td></tr><tr><td>授業員20人まで</td><td>600</td></tr><tr><td>従業員40人まで</td><td>1,800</td></tr><tr><td>従業員60人まで</td><td>3,000</td></tr></table> 制度なし	基本料金	1世帯につき	1,500	一般汚水	人数割料金	1人につき 300	基本料金	1施設につき	3,000	一般汚水	1人につき	300	収容人数20人まで	1,500	収容人数40人まで	3,000	収容人数60人まで	4,500	収容人数80人まで	6,000	基本料金	1施設につき	3,000	一般汚水	1人につき	300	授業員20人まで	600	従業員40人まで	1,800	従業員60人まで	3,000	【金額】 枌単位でつなぎ込んだ世帯員等で算出 <table><tr><td>人員</td><td>月額使用料</td></tr><tr><td>2人以下</td><td>2,500円</td></tr><tr><td>3—4人</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>5—7人</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>8—10人</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>11人以上</td><td>8,500円</td></tr></table> (消費税込み) 算定基準日は4月1日と10月1日の2回、住民票等実情を把握して算定	人員	月額使用料	2人以下	2,500円	3—4人	3,500円	5—7人	4,500円	8—10人	5,500円	11人以上	8,500円	【金額】 - 一般家庭 基本料金 1世帯 1,020円 - 人口割料金 <table><tr><td>人 数</td><td>料 金</td></tr><tr><td>1 人</td><td>310 円</td></tr><tr><td>2 人</td><td>610 円</td></tr><tr><td>3 人</td><td>820 円</td></tr><tr><td>4 人</td><td>1,020 円</td></tr><tr><td>5 人</td><td>1,120 円</td></tr><tr><td>6 人</td><td>1,220 円</td></tr><tr><td>7 人</td><td>1,330 円</td></tr><tr><td>8人以上</td><td>1,430 円</td></tr></table> 業務用 基本料金1,020円及び使用水量1㎡当たり 100円	人 数	料 金	1 人	310 円	2 人	610 円	3 人	820 円	4 人	1,020 円	5 人	1,120 円	6 人	1,220 円	7 人	1,330 円	8人以上	1,430 円	合併後に再編 当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう調整する。
基本料金	10㎡まで	1,000																																																																													
一般汚水	11㎡～20㎡まで	110																																																																													
	21㎡～30㎡まで	130																																																																													
	31㎡～50㎡まで	145																																																																													
	51㎡以上	160																																																																													
基本料金	1世帯につき	1,500																																																																													
一般汚水	人数割料金	1人につき 300																																																																													
基本料金	1施設につき	3,000																																																																													
一般汚水	1人につき	300																																																																													
	収容人数20人まで	1,500																																																																													
	収容人数40人まで	3,000																																																																													
	収容人数60人まで	4,500																																																																													
	収容人数80人まで	6,000																																																																													
基本料金	1施設につき	3,000																																																																													
一般汚水	1人につき	300																																																																													
	授業員20人まで	600																																																																													
	従業員40人まで	1,800																																																																													
	従業員60人まで	3,000																																																																													
人員	月額使用料																																																																														
2人以下	2,500円																																																																														
3—4人	3,500円																																																																														
5—7人	4,500円																																																																														
8—10人	5,500円																																																																														
11人以上	8,500円																																																																														
人 数	料 金																																																																														
1 人	310 円																																																																														
2 人	610 円																																																																														
3 人	820 円																																																																														
4 人	1,020 円																																																																														
5 人	1,120 円																																																																														
6 人	1,220 円																																																																														
7 人	1,330 円																																																																														
8人以上	1,430 円																																																																														
4 水洗便所改造等助成金	【制度】 家庭の排水設備及び水洗便所の工事は相当の費用を要するので、受益者負担費用の軽減のために改造等費用等の助成を行っている。		【制度】 下水道事業の個人の排水施設工事に対し、予算の範囲内で補助金を公布	【制度】 処理区域内において、建築物の所有者が排水設備を設置した場合は、規定で定めるところにより、その費用の一部を助成する。	合併後に再編 当面は現行制度に基づき実施し、事業完了後、新町において統一するよう調整する。																																																																										

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業（下水道事業）
調整方針			

区 分	現 況			調 整 内 容																			
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																			
5 生活扶助世帯 水洗便所改造資金 補助金	【助成金額】 <table><tr><th>工 事 実施期間</th><th>助成金額 (対象工事費の)</th><th>限度額</th></tr><tr><td>1年目</td><td>1/2以内</td><td>20万円</td></tr><tr><td>2年目</td><td>1/4以内</td><td>10万円</td></tr><tr><td>3年目</td><td>1/8以内</td><td>5万円</td></tr></table> 【助成対象者】 ・ 居住及び営業(居住兼用のものに限る)の家屋の所有者又は使用者 ・ 建物は、個人で所有するものに限る。 【制度】 水洗便所の普及及び促進を図るため、生活扶助世帯の行う水洗便所に改造する工事に要する経費についての補助制度 【補助金の額】 町長が認定する額 【交付の対象】 ・ 改造工事を行う家屋は、生活扶助を受けている世帯の所有であること。 ・ 改造工事を行う便所は、その世帯が専用で使用するものであること。	工 事 実施期間	助成金額 (対象工事費の)	限度額	1年目	1/2以内	20万円	2年目	1/4以内	10万円	3年目	1/8以内	5万円	制度なし	【補助金額等】 排水施設工事とは、し尿及び生活雑排水宅内配管工事をいい、新築、増改築の別は問わない補助金は、排水施設工事に要する費用で、15万円を限度 制度なし	【助成金額】 <table><tr><th>工 事 実施期間</th><th>助成金額 (対象工事費の)</th><th>限度額</th></tr><tr><td>2年間</td><td>全 額</td><td>20万円</td></tr></table> 【助成対象者】 ・ 処理区域内の建物んの所有者又は、改修工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。 ・ 融資を受けた改修金について、償還能力があること。 制度なし	工 事 実施期間	助成金額 (対象工事費の)	限度額	2年間	全 額	20万円	合併後に再編 当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう調整する。
	工 事 実施期間	助成金額 (対象工事費の)	限度額																				
1年目	1/2以内	20万円																					
2年目	1/4以内	10万円																					
3年目	1/8以内	5万円																					
工 事 実施期間	助成金額 (対象工事費の)	限度額																					
2年間	全 額	20万円																					
6 下水道施設改修資金 融資あっせん及び 利子補給	制度なし	制度なし	【制度】 下水処理区域内において、下水道施設を改修するものに対する資金の融資あっせん及びその融資を行う取扱金融機関への利子の補給を行う。 【融資あっせん対象】 (1) 処理区域内の建築物の所有者又は、改修工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。 (2) 融資を受けた改修資金について、償還能力があること。 (3) 下水処理開始の日から2年以内に行う改修工事であること。 (4) 魚島村が適当と認める連帯保証人を有すること。																				

上島合併協議会 調整方針

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業（下水道事業）
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
7 農業集落排水基金	該当なし	該当なし	【制度】 下水道施設の管理、運営を円滑に推進するため基金を設置 【積み立て及び管理】 積立金は下水道特別会計で定める額とし、運用から生ずる収益は基金に編入する。	【融資あっせん額】 改修工事1件につき40万円以下で村長が査定した金額とする。 【利子補給】 約定弁済日までの間の利子の全額を補給する。 該当なし	合併後に再編 当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう調整する。
8 管理組合	該当なし	該当なし	処理区毎に管理組合を設置、住民の下水処理に関する意識の高揚のため、処理場の簡単な清掃管理、そのゴミ等の除去等をする。その他営農飲雑用水タンクの清掃もする。毎年1回組合総会費用は組合員で積み立て。	該当なし	合併後に再編 当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう調整する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業
調整方針	資 料		

上・下水道事業の取扱いに関する法令	
【水道法】 （この法律の目的） 第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。 （責務） 第二条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。 2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。 第二条の二 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。 2 国は、水源の開発その他の水道の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、地方公共団体並びに水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要な技術的及び財政的援助を行うよう努めなければならない。 【下水道法】 （この法律の目的） 第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。 （管理） 第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。 （事業計画の認可） 第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。 2 国土交通大臣（政令で定める事業計画にあっては、都道府県知事。第六条において同じ。）は、前項の認可をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見をきかなければならない。	（事業計画に定めるべき事項） 第五条 前条第一項の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。 - 一 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに予定処理区域 - 二 終末処理場の配置、構造及び能力又は流域下水道と接続する位置 - 三 終末処理場以外の処理施設（これを補完する施設を含む。）を設ける場合には、その配置、構造及び能力 - 四 工事の着手及び完成の予定年月日 2 前項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。 （水洗便所への改造義務等） 第十一条の三 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。 2 建築基準法第三十一条第一項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。 3 公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。 4 第一項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。 5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。 6 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。 （使用料） 第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。 2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。 - 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。 - 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。 - 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。 - 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。 3 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	2 1 -	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	上・下水道事業
調 整 方 針	資 料			
先 進 事 例				
篠山市 <H11.4.1合併> 水道（簡易水道）事業の取扱い (1) 水道事業会計は統一を図り、使用料については、篠山市の例による。 (2) 水道給水区域については、現行のとおりとする。 (3) 水道給水にかかる新規加入金等については、西紀町の例によるものとし、臨時給水にかかる費用については、丹南町及び今田町の例による。 (4) 開発にかかる給水協力金については、合併時に調整する。 下水道事業の取扱い (1) 下水道使用料については、篠山市の例による。 (2) 生活廃水処理事業にかかる受益者負担については、次のとおり実施するものとする。 ア 都市計画下水道事業負担金については、現行のとおりとする。 イ 特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業分担金については、篠山市の例による。 (3) 生活廃水処理事業にかかる加入及び管理等については、次のとおり実施するものとする。 ア 農業集落排水事業新規加入者分担金については、現行のとおりとする。 イ 農業集落排水施設管理については、西紀町及び今田町の例による。 (4) 生活廃水処理事業にかかる助成制度については、次のとおり実施するものとする。 ア 水洗便所改造資金助成制度については、西紀町及び今田町の例による。 イ 合併処理浄化槽設置整備事業補助額については、集合処理区域の負担額と設置額を比較積算のうえ合併時に調整する。 ウ 水洗便所及び排水設備整備資金利子補給制度については、篠山市の例による。 (5) 下水道事業基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。			東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> (簡易水道) 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 水道料金については、統一が困難であるため、当面現行のとおりとする。 3 量水器使用料については、水道料金に含める方向で合併時に調整する。 4 加入金については、当面現行のとおりとする。 5 検針及び料金徴収の方法については、管理運営方法が各簡易水道組合で異なるため、当面現行のとおりとする。 (上水道) 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 水道料金については、独立採算制が原則であり、当面の間は現行のとおりとする。 3 加入金については、各町の水道整備状況により異なるので、現行のとおりとする。 4 検針及び料金徴収の方法については、現行のとおりとする。 5 設計審査等の手数料については、宇和町・野村町の例により統一する。 6 その他の手数料については、合併時に調整し、新たに定める。 (下水道) 1 公共下水道事業については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 工事分担金、接続奨励金及び使用料については、当面は住民周知の額とし、合併後随時調整する。 (2) 利子補給制度については、当面は住民周知の内容とし、新規事業については、合併後調整する。 2 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	
さいたま市 <H13.5.1合併> 下水道事業の取扱い 下水道事業については、合併後速やかに整備計画を策定し、事業の進捗を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努めるものとする。			宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> (水道事業) ・上水道料金及び加入金については、当分の間現行のとおりとする。 ・簡易水道料金及び加入金については、当分の間それぞれ現行のとおりとする。 (下水道事業) ・下水道事業については、新市において、全体計画、事業認可の見直しを行う。 ・下水道受益者負担金については、負担金の積算方法及び合併前に賦課した地区に係る負担金額は、それぞれ現行のとおりとする。合併後に賦課する負担金に係る徴収方法、納期は基本的に伊予三島市の例による。 ・下水道使用料については、基本的に伊予三島市の例による。	
あさぎり町 <H15.4.1合併> 水道事業の取扱い (1) 水道使用料については、合併時に統一料金とする。 (2) 加入金については、免田町の例による。 (3) メーター使用料については、上村、岡原村の例による。 下水道事業の取扱い (1) 受益者分担金については、上村、免田町、須恵村、深田村の例による。 (2) 下水道使用料については、上村、免田町、深田町の例による。 (3) 水洗便所改造工事費等助成制度については、上村の例による。 ただし、助成条件については、居住要件及び居住要件に該当しないものの取扱い規定を削除し、供用開始後3年以内に接続したものに適用する。 (4) 生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金については、上村、免田町、須恵村、深田村の例による。			内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> (水道関係) 1 水道給水区域・事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 水道事業協議会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3 水道料金については、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整する。ただし、算定上の端数処理など違いのあるところは合併時に調整する。 4 量水器の使用料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において統一料金に調整するものとする。ただし、算定上の端数処理など違いのあるところは合併時に調整する。 5 給水申込料について、役場管理の水道施設においては、均衡を保つように合併時に統一するものとする。 6 水道使用証明手数料については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目 上・下水道事業
調整方針	資	料
先 進 事 例 7 給水工事関連手数料について、役場管理の水道施設においては、合併時に均衡を保つよう調整するものとする。 8 給水工事事業者認定に係る手数料については、五十崎町の例により調整する。ただし、既存の内子町の認定事業者については、徴収しないこととする。 9 給水加入金について、役場管理水道施設内においては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。合併後の区域拡張に係る加入金はその都度設定する。 10 工業用水区域・事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 （下水道関係） 1 公共下水道事業の取扱いについては、現行のまま新町に引き継ぐものとする。 2 合併処理浄化槽設置整備事業は、合併時に調整する。ただし、補助金額は、五十崎町の例により調整する。 南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 （上水道業務） 上水道業務の取扱いについては、原則として現行のまま新町に引き継ぎ、新町移行後、随時調整する。 (1) 浄水場等の主要施設・給水区域については、現行のまま引き継ぎ、新町移行後に事業、施設の統廃合等を随時調整する。 (2) 水道料金等の使用料・手数料については、平成16年度は現行どおりとし、平成17年度から統一する。ただし、一本松町と松下寿電子工業株式会社の間において確認している水道料金については、現行のまま引き継ぎ、新町に移行後調整する。 (3) 津島水道企業団からの受水地区については、現行のとおりとする。 （下水道業務） 下水道業務の取扱いについては、原則として現行のまま引き継ぎ、新町に移行後速やかに調整する。 宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 <宇和島市；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 宇和島市、北宇和郡 吉田町、三間町、津島町〕 （上水道事業） ○水道事業会計は合併時に統一する。 ○水道給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併時に新たに事業認可を受ける。 ○水道料金については、合併時に統一料金表を作成し、合併次年度より施行する。 ○新規加入金については、宇和島市・津島町を例に合併時に統一する。 ○手数料、特設配水管分担金については、宇和島市を例に合併時に統一する。 ○検針業務については、合併時までに調整する。 ○その他の水道事務事業については、合併時までに調整する。 ○簡易水道事業については、当面現行のとおりとする。 （下水道事業） ○下水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。新規事業計画については、合併後調整する。 ○受益者負担金、下水道使用料については、宇和島市の例により調整する。 ○その他の下水道事業については、宇和島市の例により調整する。 ○漁業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。新規事業計画については、合併後調整する。 ○漁業集落排水事業における、受益者分担金、下水道使用料については、合併時までに適正な料金のあり方等について調整する。 ○その他の漁業集落排水事業については、宇和島市の例により調整する。		西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 <H16.11.1合併予定> 〔愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町〕 1 水道事業 (1) 水道事業（経営変更認可）については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (2) 水道料金については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (3) 加入金については、東予市の例を基本に調整する。ただし、再設加入金については、20,000円とする。 (4) 手数料については、西条市、小松町の例を基本に調整する。 (5) 西条市西ひうち水道及び黒谷水道の水道料金等については、現行のとおりとする。ただし、西条市西ひうち水道の量水器使用料については、水道料金の量水器使用料に準じて調整する。 2 下水道事業 (1) 公共下水道整備事業（全体計画）については、新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う。 (2) 下水道使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (3) 受益者負担金等について 単価については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 納期については、東予市、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。 前納報奨金については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。 (4) 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (5) 水洗便所改造資金融資及び利子補給については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに融資を受けたものについては、それぞれの旧市町の例による。 (6) 西条市西ひうち下水道の使用料並びに分担金については、現行のとおりとする。 八幡浜市・保内町合併協議会 <H16.12.31までに合併予定> 〔愛媛県 八幡浜市、西宇和郡 保内町〕 1 簡易水道事業 (1) 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 水道料金については、当面は現行のとおりとする。 2 上水道事業 (1) 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 水道料金については、当面は現行のとおりとし、随時調整する。 (3) 検針及び料金徴収の方法については、八幡浜市の例により調整する。 (4) 水道関係手数料、新規加入金等については、八幡浜市の例により調整する。 (5) メーター使用料については、保内町の例により調整する。 3 下水道事業 (1) 下水道台帳の整備・管理については、新市において速やかに八幡浜市の台帳システムにより調整する。 (2) 私道における下水管布設の取扱いについては、保内町の例により調整する。 (3) 公共汚水樹設置の取扱いについては、八幡浜市の例により調整する。 (4) 公共下水道の受益者負担金については、八幡浜処理区・真穴処理区は現行のとおりとする。保内処理区については、供用開始前のため新市において調整する。 (5) 公共下水道の使用料については、八幡浜処理区・真穴処理区は現行のとおりとする。保内処理区については、供用開始前のため新市において調整する。 (6) 水洗便所改造及び除害施設設置資金融資あっせん及び利子補給制度については、八幡浜市の例により調整する。

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（指定金融機関）の取扱いについて

各種事務事業（指定金融機関）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 1 月 2 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（指定金融機関）の取扱いについて
株式会社愛媛銀行弓削支店とする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	指定金融機関
調整方針	株式会社愛媛銀行弓削支店とする。		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
指定金融機関	・株式会社愛媛銀行弓削支店 (S57.3.10)	・株式会社愛媛銀行弓削支店 (S58.4.1)	・越智今治農業協同組合岩城支所 (S54.3.10)	—	指定金融機関については、株式会社愛媛銀行弓削支店とする。
指定代理金融機関	・越智今治農業協同組合弓削支所 (S57.3.10)	—	・株式会社伊予銀行 (S54.3.10) ・株式会社愛媛銀行 (S54.3.10)	—	指定代理金融機関については、株式会社伊予銀行及び越智今治農業協同組合の指定について、指定金融機関に意見を聴き調整する。
収納代理金融機関	・弓削町漁業協同組合 (S57.3.10) ・株式会社広島銀行因島支店 (S57.3.10)	・株式会社広島銀行 (S58.4.1) ・中国労働金庫因島支店 (S58.4.1) ・岩城生名漁業協同組合 (S63.12.6) ・株式会社伊予銀行 (H10.4.1)	・岩城生名漁業協同組合 (S54.3.10) ・株式会社広島銀行[広島県内の店舗] (S54.3.10) ・中国労働金庫因島支店 (S58.3.26)	—	収納代理金融機関については、株式会社広島銀行、中国労働金庫、弓削町漁業協同組合、岩城生名漁業協同組合及び魚島村漁業協同組合の指定について、指定金融機関に意見を聴き調整する。
	()は、当該金融機関に係る指定年月日	()は、当該金融機関に係る指定年月日	()は、当該金融機関に係る指定年月日		

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	指定金融機関
調整方針	資 料		

指定金融機関の取扱いに関する法令	先進事例
【地方自治法】 （金融機関の指定） 第二百三十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。 2 市町村は、政令の定めるところにより金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。 【地方自治法施行令】 （指定金融機関等） 第百六十八条 都道府県は、地方自治法第二百三十五条第一項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関（日本郵政公社を除く。次項及び第三項において同じ。）を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。 2 市町村は、地方自治法第二百三十五条第二項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。 3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。 4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。 5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、収入役をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。 6 前二項の規定により収納の事務の一部を日本郵政公社に取り扱わせる場合においては、郵便振替法第五十八条に規定する公金に関する郵便振替の方法により取り扱わせるものとする。 7 第一項又は第二項の金融機関を指定金融機関と、第三項の金融機関を指定代理金融機関と、第四項の金融機関を収納代理金融機関と、第五項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。 8 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かなければならない。 9 普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。	宇摩合併協議会 < 四国中央市；H16.4.1合併予定 > 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 株式会社 伊予銀行とする。 南宇和合併協議会 < 愛南町；H16.10.1合併予定 > 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 （出納業務） 出納業務については、原則として現行どおりとし、新町に移行後速やかに調整する。 指定金融機関等については、5 町村の長が別に協議して合併時までに調整する。

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（第 3 セクター）の取扱いについて

各種事務事業（第 3 セクター）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 1 月 2 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（第 3 セクター）の取扱いについて
株式会社いきなスポレク及び株式会社いわぎ物産センターについては、当面現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	第3セクター
調整方針	株式会社いきなスポレク及び株式会社いわぎ物産センターについては、当面現行のとおりとする。		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
第3セクター	—	【名称】 株式会社 いきなスポレク 【設立登記年月】 平成9年4月 【資本金】 10,000千円 生名村 5,100千円 (株)愛媛銀行 500千円 他個人計 4,400千円 【目的】 合宿村公園の設置目的(豊かな自然にふれながら、村民のふれあい及び憩いの場を提供するとともに、村内外の人々との交流の促進を図り、村の活性化に寄与するため、生名村スポーツ合宿村公園を設置する)を効果的に達成するため、施設の運営を株式会社いきなスポレクに委託する。 【管理委託物件】 サウンド波間田 管理棟 野外ステージ 多目的広場 花木広場 蛙石体育館 蛙石球場 宿泊研修施設『蛙石荘』 ふれあい広場 いきなスポレク公園 【委託業務内容】 (1) 物件の維持管理、小規模修繕及び保守点検業務を行うこと (2) 合宿村公園におけるサービス業務に關すること (3) 合宿村公園の利用料を徴収し、領収書を交付すること (4) 前各号に付随する業務を行うこと 【役員構成】 代表取締役1名、専務取締役1名、常務取締役1名、取締役5名、監査役2名 【職員】 正規職員7名、パート7名 【委託料】 委託金額 30,000千円	【名称】 株式会社 いわぎ物産センター 【設立年月日】 昭和60年6月10日 【資本金】 10,000千円 岩城村 9,350千円 越智今治農協 350千円 岩城村商工会 150千円 岩城生名漁協 150千円 【目的】 (1) 農林水産物の生産、加工及び販売業務 (2) 農林水産物品の研究、開発に関する業務 (3) 観光事業 (4) 市場調査業務(上記1、2、3に關する) (5) その他上記に附關連する一切の業務 【活動内容等】 友の会発送業務、各種イベント・物産展、スポンサー販売業務、レモン果汁の製造販売業務、レモンジェリー他の製造販売業務、その他商品の開発研究、港務所内の喫茶「レモン・ハート」飲食業務、ケーキ製造・販売業務、港務所内販売でのみやげ物等の販売業務 【役員構成】 代表取締役1名、取締役4名、監査役2名 【職員】 部長 他3名	—	株式会社いきなスポレク及び株式会社いわぎ物産センターについては、当面現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	第3セクター
調 整 方 針	株式会社いきなスポレク及び株式会社いわぎ物産センターについては、当面現行のとおりとする。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
		内訳:宿泊研修施設『蛙石荘』 4,000千円 :サウンド波間田及びいきな スポレク公園(蛙石荘を除く) 26,000千円 【維持管理の費用負担】 次に掲げる物件等(土地を除く)の維持管理は生名村の負担 (1) 電気保安委託 (2) 浄化槽管理委託 (3) 消防設備検査委託 (4) 特殊建物定期検査委託 (5) ボイラー保守点検委託 (6) ろ過機保守点検委託 (7) 受水槽清掃業務委託 (8) ウォーターライフ-法定点検委託 (9) ポンプ類保守点検委託 (10) エレベーター保守点検委託 (11) 重油ボイラー排ガス測定委託 (12) 貯水槽清掃業務委託 (13) 空調設備保守点検委託			

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	第3セクター
調整方針	資 料		

留 意 事 項	先 進 事 例
公益法人は、民法の規定に基づき設立される法人で、人の集まりである社団法人、財産の集まりである財団法人の2種類があります。また、市町村が出資し商法の規定に基づき設立された株式会社等の経営形態をとる法人のことを、通常「第3セクター」と呼んでいます。 市町村がこれら団体の資本金、基本金の2分の1以上を出資している場合には、地方自治法第244条の2第3項により公の施設の維持管理を委託することができたり、資本金、基本金の4分の1以上を出資している場合には、地方自治法第199条第7項で監査委員の監査の対象団体になるなど、地方自治法上、出資団体に関する規定が数箇所あります。 合併に伴って、合併関係市町村が公益法人や株式会社などの第3セクターに出資している場合には、その出資者又は株主である地位は、地方自治法施行令第5条第1項の規定により、市町村の地域が新たに属することとなった合併市町村に引き継がれますが、株主の名義変更等が求められた場合は、合併市町村は速やかに所定の手続をとる必要があります。また、役員については、充て職でない限り、自然人を委嘱しているため直接的な影響はないものの、実際には速やかな役員変更の手続が必要になる場合が多いと思われます。市町村合併は、合併関係市町村が出資している第3セクターの統廃合に直ちにつながるものではありませんが、効果的・効率的な管理を図るうえで必要があると判断される場合には、第3セクターの統廃合を検討することも必要です。 《愛媛県総務部市町村課「市町村合併ハンドブック」より》	東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 - 現在の第3セクターについては、合併時に調整し、新市に引き継ぐ。 - 第3セクターの出資については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 株式会社やまびこについては、出資金は新市に引き継ぎ、管理・運営は現行どおりとする。